超高齢社会における「代理」再考

～親密圏登録簿及び統一委任状の提案/契約による履行管理/「ホームロイヤー」のポテンシャルについて～

執筆者
小此木清　弁護士法人龍馬　代表社員弁護士
野口敏彦　弁護士法人龍馬　あおやま事務所所長
畑雄気　弁護士法人龍馬　ぐんま事務所所属弁護士

監修
樋口範雄　東京大学名誉教授
山城一真　東京大学教授
二宮周平　立命館大学名誉教授

提出日:2026 年 5 月 31 日

目次

1. はじめに～研究の目的～・・・

1． はじめに～研究の目的～

本研究の目的は、5 点である。

1-1) 超高齢社会における「代理」の活用可能性の再考～アメリカの持続的代理権法等を参考に～

1 点目は、超高齢社会における「代理」の活用可能性について、再考することである。

人が高齢期を迎え、判断能力が低下していく時に、その人が引き続き自らの意思に基づき尊厳を保った生活を続けたいと希望する場合、まず考えられる手段は、自分以外の他者に自らの意思を伝え、その実現を依頼することである。それを法的に実現するための手段としては任意後見や信託等複数あるが、その中で最も簡略で基本的な手段は「代理」である。この点、2006 年統一代理権法に基づく統一書式を有する米国と異なり、我が国には代理に関する統一書式がないため、代理を利用した取引を認めるか否か、認めるとしても代理人の属性としてどのような者であることを求めるか等は、各取引主体ごとの運用に委ねられている。この点について、特に金融取引や医療同意、死後事務等の関係で汎用的に使用できる統一書式の案を世に提示することで、高齢者が自らの信頼する者に気軽に代理を頼める実務慣行を構築したい[1]。

この点に関連して、2025 年 2 月に、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会が「Advance Life Planning 調査研究委員会　2024 年度研究報告書」（東京大学高齢社会総合研究機構の委託研究。以下「ALP 報告書」。）を公表し、その「第 6 章　調査結果のまとめ」において「家族に成り代わって代理機能を提供する民間事業者の育成が期待されている」「アメリカの持続的代理権法等を参考に、代理契約を本人中心に活用できるように構想することが期待される」といった言及がなされているが、本研究の中でかかる期待に僅かばかりでも応えることができればと考えている。

1-2) 代理と「親密圏」構想との紐づけ～法的根拠なき「家族主義」の克服に向けて～

2 点目は、代理と「親密圏」構想との紐づけ、である。

特に医療同意の関係で顕著であるが、我が国では、例えば一時的に意識を失った患者等に対する医療行為を行う場合に、医療機関が「家族」を呼び、「家族」による決定・同意に基づいて医療行為を提供するという実務が日常的に行われている。しかし、そこに法的根拠はなく、あくまでも「慣習的に」行われているものに過ぎない（「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」23 頁）。本人と「家族」の関係は様々であり、医療費負担や介護労力等の面では本人と利益相反的な関係にも立つのであるから、そろそろこの「家族」による決定・同意という慣習（法的根拠なき「家族主義」と評すべき慣習）を克服すべき時に来ているのではないか。

---

[1] 我が国においては、医療同意権は行使上も帰属上も一身専属権であると考える立場が有力であり（肥田あゆみ・井藤佳恵『臨床現場から考える医療同意権－臨床医を対象としたアンケート調査からの考察－』（臨床倫理 No.12、2024.3）52 頁）、現時点では医療同意権の代理行使が認められるか否かについて定説がない状況にある。しかし、現実には、一時的に意識を失った患者等に対する医療行為を行う場合に、医療機関が家族を呼び、家族による決定・同意に基づいて医療行為を提供するという実務は、日常的に行われている。後見人に医療同意権が認められるべきとする説も複数有力に唱えられているところであり（平沼直人『成年後見制度と意思決定サポートシステム(6)高齢社会と医療の確保―成年後見人の医療同意を中心に』判例時報 2399 号 106 頁、新井誠『成年後見制度の生成と展開』（2021、有斐閣）256 頁等）、本研究では差し当たり医療同意に関する代理権付与は可能という前提で、統一委任状の案を提示することにする。

なお、仮に今後、医療同意に関する代理権付与は不可能という立場が通説として確定してしまった場合には、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」において、「医療に関する自らの意思を推定する者」（以下「医療意思推定者」）の指定は可能とされていることを踏まえ、統一委任状内の「医療同意権者」の指定を、「医療意思推定者」の指定と読み替える形で使用して頂ければと考えている。

財産管理の面でも、近時一部の銀行において「予約型代理人」サービスが始まり、証券業界でも「家族サポート証券口座」サービスが始まる等、「代理」法理を活用しようという機運が高まりつつあるものの、そこでも当該各サービスで認められる代理人は基本的に「家族」に限定されている。しかし、周知のとおり、そもそも頼れる「家族」が存在しない高齢者の数が著しく増加しており、「家族」頼りの実務慣行が通用しない事態は既に現実化している。

ここで参考になるのが、「意思に基づく親密圏構想」である。二宮周平「血縁・婚姻から意思へ－家族の法制度の再構築」二宮周平・風間孝編著『家族の変容と法制度の再構築－ジェンダー／セクシュアリティ／子どもの視点から』(法律文化社、2022)343 頁以下(以下「二宮論文」)によれば、近代家族(＝婚姻家族)に代わる「家族のあり方」として「親密圏」という構想が提示され、「民法では、要保護者を補完、保護する仕組みは、①事実的監護(身の回りの世話＝ケア)、②行為的監護(法律行為の同意・代理)、③経済的監護(扶養)に分類される。親密圏にある場合、一方が要保護状態に陥った場合、他方が①③を担い、家庭裁判所によって成年後見人等に選任されれば②も担う。親密圏は、現在または将来、こうした保護を担うという当事者の合意によって形成され、合意した者が親密圏に属する。あくまでも当事者の意思による。意思能力の十分でない高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の場合は、血縁や地縁等を契機として保護を引き受ける者の意思に基づいて親密圏が形成される。…親密圏では、以上のような保護のほか、税や社会保障、死後の財産処理(相続権)等を円滑に進めるために、親密圏を登録し公証する仕組みが有用である」とされる(二宮論文 357-358 頁。下線は、当職らによる。以下同じ)。

前述のとおり、ALP 報告書は「家族に成り代わって代理機能を提供する民間事業者の育成」が必要だとしているが、このように新たな「家族のあり方」として、上記の「親密圏」構想が提示されていることを踏まえて、まずは当該「親密圏」の登録簿の案を示すことで、「婚姻と血縁に基づく家族(≒戸籍に記載された家族。以下「戸籍上の家族」という。)」と純粋な「第三者」の間に「親密圏」という領域が存在することを可視化したい。その上で、当該「親密圏」内に属する者に財産管理や医療同意を委任する統一書式の案を示すことで、上記の法的根拠なき「家族」による決定・同意という慣習の見直しの契機にすると共に、個人の「既存の人間関係・信頼関係」を基礎とした高齢者法実務を確立したいと考えている。

1-3)　契約による履行管理～「親密圏」内の役割分担～

3 点目は、本人の判断能力低下時以降も確実な履行がなされることを担保するため、本人が信頼する第三者を履行管理者(監督者)として選任することによる「契約による履行管理(監督)」の実務を普及させることである。すなわち、現在、監督者を置かない代理に対しては、本人の判断能力低下時以降の代理人による履行の確保をどのように実現するかということが問題になっている。この点、本人の自己責任を強調して、監督なき代理を広く認めよという説もある一方で、そのような監督なき代理を広く認めれば、代理人による横領等が頻発するとして、「監督機能付任意代理」である任意後見を広く用いるべきだという説もある。

この点について、東京大学の山城一真教授は、吉田克己＝平野裕之＝山城一真編著『超高齢社会と民法学』(成文堂、2025)所収の「継続的契約における履行管理能力」という論考(以下「山城論文」)の中で、「契約による履行管理」の可能性に言及しておられる。すなわち、現在の任意後見は、家庭裁判所が選任する任意後見監督人が任意後見人を監督する体制を構築することで任意後見人による履行を確保するものとされているが、これはいわば「裁判所による履行管理」であり、履行管理(監督)の方法は必ずしもそれのみに限られないのではないか、むしろ私的自治の原則に基づき「契約による履行管理」の道を探ることが有用なのではないかと提言されている。

本研究の研究員の野口による論考である『葬儀と納骨に関する実務の実情と課題』実践成年後見 116 号 41 頁でも言及しているが、高齢者向け後見業務やホームロイヤー業務においては「チーム支援」が極めて重要になっているところ、当該チーム内(≒「親密圏」内)において、例えば弁護士(ホームロイヤー)が本人から代理権の付与を受けると共に、別途本人が信頼する「親密圏」内の者が、本人の判断能力低下後、当該弁護士の履行管理(監督)を担うことにすれば、裁判所(公的機関)を入れずとも、いわば「親密圏」内の役割分担で、当該弁護士による代理事務の履行

を担保することが可能になると考えられる（なお、本来の二宮教授の構想とはやや異なるが、本研究では、本人から代理権の付与を受ける弁護士も、「親密圏」の中に含め得るものと整理している[2]）。

1-4)　成年後見制度及び社会福祉法改正後の新実務構築～「身寄りなき人」を「身寄りある人」に～

4 点目は、間もなく行われる成年後見制度及び社会福祉法改正後の新実務を構築することである。

2026 年 1 月 27 日に、法制審議会民法（成年後見等関係）部会から「民法等（成年後見等関係）の改正に関する要綱案」が公表され、成年後見制度がいわゆる「補助一元化」の方向で改正される方向性が示された。従来、包括的代理権を付与された後見人により、本人の意思を無視した代行決定が行われることがあった、また、本人が後見の終了を求めても、本人の判断能力が回復しない限り実現しなかった等の批判があったことから、補助人に一人ひとりのニーズ（必要性）に応じた代理権、同意権及び取消権を付与し、かつ、必要性がなくなれば制度利用を終了することができる「オーダーメイド型」制度に変更されると言われている。併せて、任意後見契約についても、実績ある専門家が任意後見人になっている場合等、明らかに監督人による監督が不要な場合には監督人選任を不要とし、現行の法定後見と同様に家庭裁判所による直接監督がなされることになるとされている。

また、2025 年 12 月 18 日には、社会保障審議会福祉部会の報告書も公表され、2026 年中には社会福祉法の改正も予定されている。当該報告書によれば、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応と、成年後見制度見直しへの対応のため、福祉サービス利用援助事業（社会福祉法 2 条 3 項 12 号）を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業（以下「新事業」）を社会福祉法に位置づけ、一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施できるようにするとのことである。

詳しくは後述するが、これらの改正により、典型的には、身寄りのある高齢者には、

・判断能力低下前は、「家族」による生活支援
・判断能力低下後は、任意後見契約を締結していれば任意後見人による支援、任意後見契約を締結していなければ補助人による支援
・死後は、遺言を作成していれば遺言による相続、遺言を作成していなければ法定相続、死後事務は「家族」による対応

という流れが、身寄りのない高齢者には、

・判断能力低下前は、「新事業」による生活支援

---

[2] 二宮教授の「親密圏」構想では、相手の生活を自分のこととして関わる意思を前提としており、専門家に対する報酬の発生といった事項は想定していないとのことである。しかし、たとえ報酬が介在する一種の取引的な関係だったとしても、「相手の生活を自分のこととして関わる意思」の存在を認めることは可能なのではなかろうか。

例えば、当法人はホームロイヤー業務を多数の依頼者に対して提供しているが、頼れる身寄りのない高齢者等の「家族代わり」になる意識を持って業務に当たっている。勿論、二宮教授が「要保護者を補完、保護する仕組み」として挙げておられる、①事実的監護（身の回りの世話＝ケア）、②行為的監護（法律行為の同意・代理）、③経済的監護（扶養）の全てについて当法人のみで対応できる訳ではないが（特に①及び③）、①のケアに当たってくれる業者と本人をつないだり、③については生活保護や障害年金の申請等を行うことで、「家族代わり」としての役割を果たすことまでは可能である。二宮教授が提唱しておられる本来の「親密圏」構想は、正に新たな「家族」像を提示するものであるため、ホームロイヤーのような「家族代わり」となる者は、「家族」そのものではないという整理になるものと思われるが、本研究の目的である「代理」の活用という観点からは、ホームロイヤーのようないわば「準家族」としての地位にある者も、「通用性ある代理権付与の相手方として相応しい関係にある者」として、「親密圏」に含めることは可能なのではないか。

・判断能力低下後は、任意後見契約を締結していれば任意後見人による支援、任意後見契約を締結していなければ補助人による支援
・死後は、遺言を作成していれば遺言による相続、遺言を作成していなければ法定相続、死後事務については「新事業」で対応
という流れが、一応想定されることになると思われる（本書末尾の別紙図 1 及び図 2 参照）。

しかし、ここでも上記の「家族」というマジックワードが問題になり、現行の「戸籍上の家族」が真に当該高齢者にとって「頼れる身寄り」であるという保証はないし、「家族」が正式な代理権授与を受けることなく生活支援や死後事務を行える法的根拠はやはり明らかでない（それでも、慣習的に行われている「家族」による生活支援・死後事務の実務がなくなるものではないと思われるが）。また、判断能力低下後に裁判所等の「公的機関による監督」がなされることを嫌う層のニーズには、上記の後見制度（任意後見契約又は補助人）を使う流れでは対応しきれない。かかる状況の下で、「戸籍上の家族」と、新事業の主な担い手になると思われる社会福祉協議会等の「第三者」との間に「親密圏」という領域があることを可視化し、その中での代理権付与と履行管理者（監督者）の選任で対応できれば、
・判断能力低下前は、「親密圏」内のメンバーによる生活支援
・判断能力低下後は、「親密圏」内の代理人と履行管理者（監督者）による支援
・死後は、遺言を作成していれば遺言による相続、遺言を作成していなければ法定相続、死後事務は「親密圏」内のメンバーによる対応
という、「私的領域内で完結する実務」が新たに構築できることになる（本書末尾の別紙図 3 参照。なお、相続に関連して、遺言の検認や遺産分割調停・審判等で公的機関（裁判所）の関与があり得ることは、本研究の主旨から外れるので、一旦脇に措く）。

今般の成年後見制度及び社会福祉法の改正がどの程度好意的に受け止められることになるかは現状定かでないが、高齢期に入ったからといって裁判所等の「公的機関」や社会福祉協議会等の「第三者」の助力を受けることを当然視するのではなく、できる限り既存の人間関係の範囲内（私的領域内）での生活を続けられる選択肢を作るのが、高齢者法に携わる法律家の使命なのではないかと考えている。

1-5) 他業種連携によるチーム支援～「ホームロイヤー」のポテンシャル～

5 点目は、ホームロイヤーをハブとした他業種連携によるチーム支援体制の構築可能性の検討である。まだまだ一般民事の弁護士の実務の中心は、裁判をはじめとする紛争解決業務にあると思われるが、既に超高齢社会に突入している我が国においては、早期に高齢者と接することでアドバンス・ライフ・プランニング（ALP 報告書における定義によれば、「将来の人生を、本人が能動的に設計していくことを目指し、本人と関係者が事前に／継続的に、繰り返し行っていく、資産・住まい管理および介護に向けた備えと対応にかかる意思決定のプロセス」。以下「ALP」と指称する。）を実践し、加齢に伴う混乱や紛争を未然に予防する実務（いわゆるホームロイヤー業務）がもっと注目されて良いはずである。

この点、上述の二宮論文には、上記の「意思能力の十分でない高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の場合は、血縁や地縁等を契機として保護を引き受ける者の意思に基づいて親密圏が形成される」という記述に続けて、以下のような記述がある。「したがって、どの親密圏にも属さない大人が生じる。保護を受ける側の意思が不十分な場合には、保護が適切になされているかどうかチェックする必要があり、地域包括支援センターや成年後見人等が確認や見守り、代弁の任に当たる。親密圏に属さない単身者のセーフティーネットは公的な機関、施設、専門職になる」。

本研究では、このような「どの親密圏にも属さない大人」に対しても、ホームロイヤーがハブとなった他業種連携によるチーム支援体制でのサポートにより、高齢者が抱える多種多様なニーズに応えることが可能になることを、実例とともに示すことにしたい（なお、前述のとおり、本研究では、本人から代理権の付与を受ける弁護士も、「親密圏」の中に含め得るものと整理している）。

なお、前述の ALP 報告書では、以下の 6 点の提言がなされており、今後は「ALP アドバイザー」を中心に ALP の普及が目指されているところであるが、ここでいう「ALP アドバイザー」について

は、法的な専門知識を有し、かつ、元々「依頼者の利益の最大化」を義務付けられている弁護士が役員その他の何らかの形で関与している一般社団法人等こそが、最もふさわしい成り手ではないかと考えている。後記 3-5)記載の一般社団法人シマダたよりの会のような組織が、今後「ALP アドバイザー」業務の担い手として育っていく可能性があるのではないかと思われるので、この点についても本書の中で簡単に紹介させて頂く。

①ALP アドバイザーによる高齢期の資産・住まい管理および介護に向けた事前の備えが全ての人に必要であることの周知
②ALP アドバイザーによる事前の備えの促進を支援するツールの提案
③ALP アドバイザーによる高齢者本人の意思の尊重、家族間トラブルの抑制
④ALP アドバイザー・ALP アドバイザー事業所の質確保、ALP アドバイザー協会（仮称）の設置
⑤「中間層」向けの支援を担う民間の ALP アドバイザー事業の育成
⑥健全な ALP 関連サービス事業者の育成

2.　超高齢社会における「代理」の活用可能性の再考

2-1)　背景

2024 年 10 月 1 日現在、我が国の総人口は、1 億 2380 万 2 千人となっており、そのうち 65 歳以上人口は 3624 万 3 千人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は 29.3%と過去最高を記録した。また、65 歳以上人口のうち、「65～74 歳人口」は約 1540 万人、「75 歳以上人口」は約 2080 万人で、高齢化率は前者が約 12.4%、後者が約 16.8%となっており、「75 歳以上人口」が「65～74 歳人口」を上回っている[3]。また、我が国の総人口は、長期の減少過程に入っており、2056 年には 1 億人を割って 9965 万人となり、2070 年には 8700 万人になると推計されている[4]。2024 年に我が国の平均寿命は、男性 81.09 年、女性 87.13 年となり、今後、男女とも平均寿命は延び、2070 年には、男性 85.89 年、女性 91.94 年となることが見込まれており[5]、2037 年には国民の約 3 人に 1 人が 65 歳以上に、2070 年には 2.6 人に 1 人が 65 歳以上となり、さらに 2070 年には、総人口に占める 75 歳以上人口の割合は、約 4 人に 1 人になる社会が到来すると推計されている[6]。

高齢者に好発する認知症や軽度認知障害を持つ高齢者は 1001.7 万人とされており、2025 年には 1035.9 万人、2050 年には 1217.8 万人となると推計されている[7]。認知症等を持つ高齢者の増加が問題視されている中、厚生労働省は令和元年に認知症施策推進大綱を公表し、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進し、成年後見制度の利用を促しているが、2024 年 12 月末日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で 25 万 3941 人となっており、その割合は約 2.5%に留まっている[8]。この要因としては、成年後見制度の手続の煩雑さ、費用等の問題が挙げられる。

さらに近年は、65 歳以上の一人暮らし高齢者数が男女ともに増加傾向にあり、子がいない高齢者は 2024 年の 459 万人(人口の 12.7%)から、2050 年には 1032 万人(同 26.5%)へと増加することが見込まれている。その中で「子・配偶者ともいない」高齢者は 2024 年時点で 371 万人(同 10.3%)と推計され、2050 年には 834 万人(同 21.5%)まで増加することが見込まれている。さらに、三親等内の親族がいない高齢者は 2024 年の約 8%から 2050 年には 11%超に増えるとみられ、その数は 286 万人から 448 万人へと増加する見通しである[9]。近年は熟年離婚の増加や未婚率の上昇などにより、高齢者の単独世帯は年々増加しており、警視庁のデータによると、2024 年の孤独死は 7 万 6020 人に対し、65 歳以上の孤独死は 5 万 8044 人（全体の約 76%）[10]となっているこ

---

[3] 総務省　人口推計 2024 年(令和 6 年)10 月 1 日現在
https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2024np/pdf/2024np.pdf

[4] 国立社会保障・人口問題研究所　日本の将来推計人口　―令和 3(2021)～52(2070)年―附：参考推計 令和 53(2071)～102(2120)年
https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_ReportALLc.pdf

[5] 厚生労働省　令和 6 (2024)年簡易生命表の概況
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life24/dl/life24-15.pdf

[6] 内閣府第 1 章　高齢化の状況（第 1 節 1）（2025 年 11 月 25 日閲覧）
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/html/zenbun/s1_1_1.html

[7] 認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書　国立大学法人 九州大学
https://www.eph.med.kyushu-u.ac.jp/jpsc/uploads/resmaterials/0000000111.pdf?1715072186

[8] 成年後見関係事件の概況―令和 6 年 1 月～１２月―　最高裁判所事務総局家庭局
https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/20250313koukengaikyou-r6.pdf

[9] 増加する「身寄り」のない高齢者― 頼れる親族がいない高齢者に関する試算 ―調査部 副主任研究員 岡元真希子
https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/15153.pdf

[10] 警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者（令和 6 年）　警察庁刑事局捜査第一課

とも問題である。孤独死は遺体・遺品処理問題だけでなく、空き家の増加にも派生する。一方、施設に入所している高齢者であっても、老人ホーム等の介護施設従事者による高齢者虐待は年々増加しており、3 年連続で過去最多を更新している。その他、2024 年における特殊詐欺の被害者の割合は、70 代以上が全体の約 6 割を占めており、認知症等の病気、孤独死や空き家、虐待、高齢者をターゲットとする犯罪など、多岐にわたる問題が顕在化している。

このような状況の中、我が国において「代理」の仕組みが高齢者問題の主要な受け皿になっているとは到底いえない。日本法の下では、ある者（本人）がある者（代理人）に対し、法律行為や事実行為を委任ないし準委任することで、あるいは雇用契約や組合契約等の中で代理権付与の意思表示を行うことで、本人から代理人に代理権が授与され、その後代理人は本人に代わって各種の行為を行えるはずであるが、残念ながらそのような市民間の私的な代理権授与行為には、社会における通用性がほとんど認められていない。もちろん、近時一部の銀行では「予約型代理人」サービスが始まり、証券業界では「家族サポート証券口座」サービスが始まる等、「代理」法理を活用しようという機運が高まりつつあるが、そこでも当該サービスで認められる代理人は基本的に「家族」に限定されている。医療同意についても同様であり、医療同意権は一身専属権であるため基本的に代理になじまないとされる一方で（そのため、後見人にすら、医療同意権はないとされる）、何故か「家族」による医療同意は、「慣習的に」認められている実情がある。

しかし、本来「代理」法理の下では、代理人になれる者に制限はない。代理人になる者が「家族」であるか否かにかかわらず、本来は本人が認めた他の自然人又は法人であれば、誰であっても代理人になれるはずである（改めて指摘するまでもないが、「代理」に関する規定は、民法の第 4 編「親族」の中ではなく、第 1 編「総則」の中にある）。また、前述のとおり、米国では 2006 年統一代理権法に基づく統一書式が存在するため、どのような相手方との取引であっても、同じ書式で代理権の付与が可能である。これに対し我が国では、代理に関する統一書式がないため、代理に関する取扱いは、各取引主体ごとにバラバラである。例えば、銀行における代理人指名手続及び代理人取引開始に係る必要品は下記表 1[11]の、また、携帯会社における代理人解約に係る必要品は下記表 2[12]のとおりであり、当法人がホームロイヤー業務を行うに当たっても非常に煩雑な対応を強いられている。

---

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/shitai/hitorigurashi/R6nennreikaisoubetu.pdf

[11] 表 1 は、口座名義人が認知症等により金銭管理ができなくなった場合に、代わりに金銭管理を行う代理人の指名手続及び代理人取引開始に係る必要品を表にしたものであるが、当該サービスの導入を明示している銀行自体、未だ限定的である。それに加え、表にも示されているように必要品には様々な違いがある。また、本表では代理人指名手続及び代理人取引開始を併せて記載しているが、代理人手続には、指名手続後すぐに代理人が取引を開始できる「即効型」と、本人が金銭管理できなくなってから代理人が取引を開始できる「予約型」があり、予約型の場合は代理人取引開始手続の際に各銀行専用の診断書の提出が求められるケースも存在する。また、各銀行で再度提示をする必要品も異なるケースがあるため、複数の銀行口座で代理人手続を行う場合には事務作業が非常に煩雑になり、書類に不備があれば手続が数カ月単位で伸びることもある。超高齢社会を迎えている日本においては、当該サービスは今後ますます利用頻度が高まることが想定されるため、統一書式の活用により事務作業を円滑化させることが急務だと考える。

[12] 表 2 のように、各携帯会社によって代理人解約に伴う必要品にも違いがある。本人存命中に成年後見人ではない代理人（弁護士や本人が信頼する人物）が解約手続を行う場合は原則として委任状が必要であるが、本人が認知症等により委任状を書くことができない場合は、例えば、A 社の場合は携帯会社から本人へ連絡をし、その連絡に対して一定期間応答がない場合に解約が認められるシステムとなっている。そして、通常利用料金は解約月まで請求されるため、現状は利用者側に時間的・経済的負担がかかるシステムになっていると言わざるを得ない。本人が委任状を書くことができないケースは個別対応とされていることも多いが、今後ますます独り身高齢者が増加することが予測されている我が国において、個別対応では処理が煩雑になることが容易に予想されるため、やはり統一書式の活用によって事務作業の煩雑さを克服することが急務だと考える。

表１　銀行における代理人指名手続及び代理人取引開始に係る必要品比較

	A銀行	B銀行	C銀行	D銀行	E銀行
本人確認書類	○	公開情報なし	○	○	公開情報なし
代理人の本人確認書類	○	公開情報なし	○	○	公開情報なし
本人と代理人との関係性が確認できる書類	×	公開情報なし	○	○	公開情報なし
通帳またはキャッシュカード	○	公開情報なし	△※代理人名義の普通預金口座開設が必須	○	公開情報なし
専用申込書または専用フォーム	×	○	×	×	公開情報なし
届出印	○	公開情報なし	○	×	公開情報なし
代理可能者	○※詳細不明	○※原則2親等以内だが、パートナーも指定可能	△※二親等以内の血族のみ	○※原則2親等以内だが、パートナー、財産管理等を主な業務としている法人も指定可能	△※成年後見人、保佐人、補助人のみ

表２　携帯会社における代理人解約に係る必要品比較

	A社	B社	C社	D社
契約者の本人確認書類	○	△ ※成年後見人等の場合は不要	×	公開情報なし
委任状	△ ※成年後見人等の場合は不要	△ ※成年後見人等の場合は不要	△ ※成年後見人等の場合は不要	公開情報なし
代理人の本人確認書類	○	○	○	公開情報なし
利用中の携帯端末（ICカードを含む）	×	○	○	公開情報なし
契約者と代理人の関係が確認できる書類	△ ※成年後見人の場合、成年後見人を証明する登記事項証明書	△ ※成年後見人の場合、成年後見人を証明する登記事項証明書	○	公開情報なし

こうした問題を解決するためには、アメリカの持続的代理権法等に倣った統一書式を導入することが急務だと考えられるところ、統一書式の導入メリットとしては、以下のような点が挙げられる。
①利用者の負担軽減：どの会社でも同じ書式で手続を行うことができるため、書類準備が簡素化する。
②窓口業務の効率化：企業側も審査基準を統一できるため、対応時間の短縮につながる。
③法的整合性の確保：法的根拠に基づいた統一様式を作成することで、法的トラブルも回避可能。
④デジタル化との親和性：統一書式をベースにアプリ等を開発することができれば、各種手続のデジタル化も可能になる。

本研究の第１の目的は、以上のようなメリットの実現のための統一書式案を提示することにある。

2-2-1)　アメリカの持続的代理権法について

ここで、上記の ALP 報告書のガイダンスに従い、アメリカにおける持続的代理権法とはどのようなものかに触れておきたい。

樋口範雄『アメリカ代理法[第 2 版]』(弘文堂、2017)236 頁以下によれば、アメリカにおける持続的代理権法の概要は、以下のとおりである。正確を期すと共に、実務家各位の参照の便宜のため、やや長文の引用とさせて頂くことをご容赦頂きたい。

アメリカの代理法では、何よりも本人が代理人を監督し指示をする(control)という要素が必須とされている。そもそも代理とは本人が代理人を使って、自分だけではできないことをする仕組みだからである。

ところが、20 世紀後半以降、本人が判断能力を失った場合に備えて代理法を利用する動きが強まった。本人が代理人を監督し指示することができなくなっても、代理権の効力が持続するという意味で、このような代理権を持続的代理権(durable power of attorney、DPOA)という。

(中略)

代理法の原則を改めて、議会制定法によって、本人が指示し監督する能力を失っても代理権が継続する仕組みを作ろうとする動きは、20 世紀半ばに始まった。1954 年、ヴァージニア州は、本人が無能力になった後も代理権が持続することを認める法律を最初に制定した。その 10 年後である 1964 年、統一州法委員全国会議(National Conference Commissioners on Uniform State Laws)は、Model Special Power of Attorney for Small Property Interests Act(少額財産の管理のための模範特別代理権法)を作成し、持続的代理権を広めようとした。この時期の基本的な考え方は、このモデル法の表題に明らかなように、少額財産しかもたない層のために、無能力になった場合に備えて、安価で便利な法的手段を提供しようとするものだった。しかし、この 1964 年法案は広く採用されることはなかった。

(中略)

それに代わって、統一州法委員全国会議が 1969 年に行ったのは、統一遺産管理法典(uniform Probate Code)の改訂に際し、5-501 条と 5-502 条を新設し、持続的代理権の有効性を定めるとともに、本人死亡後にそれを知らずに行為した代理人を保護する点を明記したことである。さらに、統一州法委員全国会議は、10 年後の 1979 年に統一持続的代理権法(Uniform Durable Power of Attorney Act)を採択し、1987 年にはこの名称での最後の版となる改訂をした。統一持続的代理権法はほとんどすべての州で採用され、残る少数の州でも持続的代理権を認める独自の法律を制定した。その結果、1990 年代にはすべての州で、それまでの判例による代理権の原則を州議会制定法によって改めて、本人の能力喪失時にも代理権の効力が持続する持続的代理権が認められた。だが、その後、統一州法案を採用した州の中でも、独自の規定を加えるなど、実際の法の統一という点で課題があることと、持続的代理権を有する代理人の権限濫用に十分対処できていないという問題点が明らかになり、21 世紀になって新たな統一州法案の策定がなされた。

2006 年に採択されたのが現在の統一代理権法(Uniform Power of Attorney Act)である(以下、「2006 年法」と呼ぶ)。この法律では、代理権の付与は原則として持続的効力を有するものとしたので、durable(持続的)という言葉が削除された。すでに 2017 年時点で 25 州において採用されている。採用していない州は、それ以前の統一持続的代理権法を採用しているか、あるいは独自の法律を制定しているかであるが、いずれにせよ同じ目的を追求している法律を有しており、アメリカ全体として持続的代理権を活用する方向性に違いはない。

なお、統一州法委員会(Uniform Law Commission)では、この 2006 年法は、財産管理に関する持続的代理権だけを対象とするものとし、医療上の決定に関する持続的代理権(power of attorney for health care)については別に Uniform Health Care Decision Act(1993)を採択し提案している。

(中略)

次に、この 2006 年法で提供する持続的代理権を委任するための法定書式を概観してみよう。法定書式とは、2006 年法の中に持続的代理権付与の書式を定め(301 条)、それに記入するだけで、2006 年法の定める効力をもつ有効な委任状が簡単にできるという性格のものである。同時にその書式を利用すれば、代理人の相手方による信頼が保護されるとして、日本法でいう取引の安全を図っている(302 条)。

(中略)

301 条では、以下の書式に記入するだけで、本法が認める持続的代理権の効力を有する持続的代理権委任状が作成できると明記する。三部構成になっており、まず持続的代理権の最も重要な意義が説明され、次に法定書式(本人の希望に合わせて簡単に記入する書式)が続き、最後に代理人たるものがどのような義務を負うかが説明されている。

【持続的代理権委任状の最も重要なポイント一(本人への注意事項)】
①この代理権委任状により、あなたの代理人があなたのために財産に関する決定権限を有するようになること。それは、あなた自身が決定する能力があると否とを問わず、金銭を含むあなたの財産について決定する権限であること。本委任状に掲げられる財産目録で示される財産について認められる権限は、この統一代理権法で定められる内容のものであること
②本委任状は、医療上の決定をなす権限を与えるものではないこと。
③あなたは代理人として信頼できる人を選任すべきであること。
④別段の定めをおかない限り、代理人の権限は、あなたの死亡時まで、あなたが代理権を撤回する時点まで、代理人が辞任する時まで、または代理人があなたのために行為することができなくなった時まで有効に継続すること(つまり、本人が能力を失っても死亡時まで代理権の効力が持続すること)。
⑤別段の定めを特別指示事項欄に記入しない限り、代理人は合理的な報酬を得ることができること。
⑥本委任状では 1 人の代理人を選任する欄しかないが、複数の代理人を選任する場合は、特別指示事項欄に、共同代理人の名前を記入すること。
⑦共同代理人は、特別指示事項欄にそのような定めを明記しない限り、一緒に行動する義務はないこと(いわゆる合手的行動の義務はなく、単独で代理権を行使できること)。
⑧代理人があなたのために行為することができなくなったとき、またはそれを望まない状況になったときは、あなたが後継代理人を指名しておかない限り、本代理権委任状は終了すること。逆にいえば、あなたは後継代理人を選任しておくこともできる。
⑨本委任状は、特別指示事項欄に別段の定めをしない限り、ただちに発効すること。
⑩この代理権委任状について、またあなたが代理人に付与しようとしている権限について何か疑問がある場合は、本委任状に署名する前に、弁護士の助言を得るべきであること。
以上の重要事項の説明を読んで理解したうえで、書式記入欄が始まる。

【法定書式欄】
第 1 が、代理人の名前を記入する欄であり、その住所と電話番号の欄が続く。その後には、選択肢として、代理人が自分のために行為することができないか、または行為することを望まない場合のために、後継代理人を指名しておくことができるとして、第1後継代理人、第 2 後継代理人の名前、住所、電話番号を記入する欄がある。
第 2 に、本委任状によって認められる一般的な代理権の内容が記されている。代理人によって管理される対象とする財産のチェック欄に自らの名前の頭文字を記入すると、それらについて包括的な一般的代理権が認められる。財産の種類は次のように区分されている。
①(___) Real Property(不動産)
②(___) Tangible Personal Property(有体動産)
③(___) Stocks and Bonds(株式および社債)

(中略)

⑭(___) All Preceding Subjects(上記すべての財産権に関わる行為)

通常は、最後の⑭にチェックがされて、①～⑬すべての財産に関する行為について代理権が認められる。何しろ持続的代理権が活用される状況では、すでに本人が管理能力を失っているわけであるから、それらが自らの財産に含まれる限り、上記①～⑬すべての点で代理人の行為を必要とすることが予想されるのである。

（中略）

この後、代理人の権限について重要な限定があることが明記されている。それは、代理人が本人の家族でない場合には、財産を代理人の利益のために利用したり、代理人が何らかの扶養義務その他の義務を負う者のために利用したりすることを禁止するという内容である。ただし、例外として、特別指示事項欄にそのような権限を認めると記載する場合は別である。そこで次に、特別指示事項欄がおかれて、何らかの特別な指示があれば書き込めるようになっている。

さらに、法定書式の記述は、本委任状が、特別指示事項欄に別段の定めをおかない限り、即時に発効すると明記する。そして、もし必要と思うのであれば、後に成年後見手続が開始された場合に備えて、誰に財産管理後見人、身上後見人になってほしいか、その候補者の名前、住所、電話番号を記入する欄がおかれている。

それに続くのは、委任状を信頼した相手方（第三者、代理人自身を含む）の保護に関する記述である。代理人を含めて誰であれ、本代理権委任状またはそのコピーが有効であると信じた者は、その信頼が保護されると明記する。もちろん、その者が、委任状の効果が終了しているか、または無効であることを知っていた場合は別である。

法定書式の最後にあるのは、署名欄と公証人による認証欄である。まず本人の活字体による署名といわゆるサイン（署名）と日付、住所、電話番号記入欄がある。次に、公証人による同様の記入欄がある。

【法定書式－代理人の義務に関する注意事項】

法定書式は、最後の部分で、代理人たるもの、どのような義務を負うことになるかを説明する。代理人としてのいわば基本的心構えを説いているのである。箇条書きで要約すれば、次のような点が重要だとする。

①本委任状に基づいて代理人としての職務を引き受けることは、代理人と本人との間で特別な関係（信認関係）に入ることを意味する。この関係により、代理人は辞任するか代理権委任状が終了もしくは撤回するまで、一定の法的義務を負うことになる。

②その基本的な義務として、次の義務がある。

⑴ 合理的に見て本人がその財産について代理人にすることを期待していることを行うこと。それが何かを代理人が知らない場合においては、本人の最善の利益を図るように行動すること。

⑵ 誠実に行動すること。

⑶ 本委任状で認められた権限を越えた行為をしないこと。

⑷ 本人のために行為する場合には、常に、書面または印刷文面に、本人の名前を表示し、代理人自身の名前を次のような形で「代理人」として表示し、自分が代理人であることを明らかにしなければならない。代理人として表示する形式は、（Principal’s Name） by（Your Signature） as Agent（本人の名前の後に、代理人として明示し署名する形）である。

③特別指示事項欄に別段の定めのある場合を除いて、代理人は下記の義務も負う。

⑴ 本人の利益のために忠実に行動すること。

⑵ 本人の最善の利益を図る行動を損なうような利益相反の関係に立つのを回避すること。

⑶ 注意、能力、勤勉さをもって行動すること。

⑷ 本人のために行為した結果としてのすべての領収書、支出、取引について記録に残すこと。

⑸ 本人に代わって医療上の決定を行う権限のある人に協力して、その決定が、合理的に見て本人が希望するものであるように、仮に本人の希望がわからない場合には、本人の最善の利益にかなうような決定になるようにすること。

⑹ 本人の相続プランについて、もしそのプラン内容を知っている場合にはそれが維持されるよう配慮し、相続プランが本人の最善の利益にかなうものであるようにすること。

④代理権の終了。代理人は代理権を終了させる事由が発生したことを知ったときには直ちに代理人としての行為をやめなければならない。委任状の効力を終了させ、または委任状に基づく代理人の権限を終了させる事由としては、次のものがある。

⑴ 本人の死亡。

⑵ 本人による代理権付与の撤回。

⑶ 委任状に定める終了事由の発生。

⑷ 代理権付与の目的の達成。

⑸ 代理人が本人と婚姻している場合、婚姻を終了させる訴えが提起されたとき、または法的な別居を求める訴えが提起されたとき。ただし、本委任状の中の特別指示事項欄で、これらの訴え提起によっても代理権が終了しないと定めてある場合を除く。

⑤代理人の賠償責任。代理人の代理権の内容は、統一代理権法に定めるとおりである。代理人が統一代理権法に違反し、認められた代理権の範囲を越えて行為した場合、それによって生じた損害に対し賠償責任を負うことがある。代理人が本委任状の内容や自らの義務について理解できない場合、弁護士に助言を求めるべきである。

⑥準拠法。法定書式の表題部分に、具体的な州名を記入することが重要である。代理権委任状にどの州法に基づくかを明らかにしておくことで、準拠法を明確にすることができる。

また、アメリカでは、医療に関する同意権付与については、医療上の決定に関する統一州法（Uniform Health Care Decision Act）という別の法律が用意されている。この点についても、樋口範雄『アメリカ代理法［第 2 版］』（弘文堂、2017）259 頁以下において詳細に解説されているので、この点も引用させて頂く。

アメリカでは、医療代理人が行為するための持続的代理権も、代理法の原則が本人による指示・監督を前提とするため、その例外として本人が能力を失った場合に機能するためには、州議会が制定法を定めてその効力を認める必要がある。議会制定法によるという特色とともに、各州議会では、それぞれの考えで要件を定めるため、州ごとに法が異なる事態となっている。だからこそ、医療上の決定に関する統一州法（案）（Uniform Health Care Decision Act）が 1993 年に作成されているわけであり、その内容は後に簡単に説明するが、それを採択している州は 2016 年現在で 7 州にすぎない。各州法には、次のような点で違いがあるという。事が本人の生命に関わるだけに、財産管理の代理権についての法律以上に、各州で考え方が異なるのであろう。

①医療代理人に与えることのできる権限の範囲。

②本人による明確な指示のないケースで、一定の診療について、代理人が同意を与えたり、それを拒否することができるか否か。

③本人の能力喪失を確認する手続き。

④医療従事者と医療代理人の意見が食い違った場合にそれを解決する手続き。

（中略）

【医療上の決定に関する統一法】

1993 年、統一州法委員全国会議は、医療上の決定に関する統一州法（Uniform Health Care Decision Act）を作成し公表した。先に述べたように、それを採択した州は 7 つに過ぎず、アメリカの大勢を示すものとはなっていないものの、その考え方の基本は多くの州でも違わないと考えられる。この統一法は、4 条で、事前指示の書式例を掲げているので、それを紹介しつつ、以下その要点を記述する。

①まず患者本人には、自らの医療について自ら指示する権利があること、代理人を指名して代理人による決定をしてもらう権利もあること、さらに臓器移植をするか、誰を主治医とするかについても希望を述べる権利があると宣言する。以下に定める書式は、第 1 部が医療代理人を選択する部分、第 2 部が自ら指示を与える部分になっているが、どちらかを記入するのでも、あるいは両方を記入するのでもかまわないとされている。第 3 部は臓器移植の希望、第 4 部は誰を主治医にするかの希望を述べる欄である。

②第 1 部は、医療代理人選任の記入欄である。

ここで重要なことは、以下の諸点である。
第 1 に、この統一法では、本人が医療上の決定能力を失った場面だけでなく、まだ能力はあるものの、誰か信頼できる人に決定してもらいたいと思う場合にも、この医療代理人に決定権限を委ねることができるとする。財産管理に関する持続的代理権ですぐさま効力を発生させるようなことも可能にしているわけである。
第 2 に、医療上の決定に関する代理権は、次に掲げるような広汎なものであると明記し、ただし、それを制限して一部の決定権だけ委ねることも可能とする。
(a) 本人の心身に影響を与えるあらゆる診療の措置に対し、同意を与え、逆に拒否をする権利。
(b) 医療機関を選択し、また退院を決める権利。
(c) 診断のための検査、外科手術、薬の処方、そして心肺蘇生措置禁止に同意し、またはそれを拒否する権利。
(d) 人工的な栄養や水分の補給を差し控えたり、中止したり、さらにその他すべての医療ケアについて指示を与える権利。
第 3 に、医療代理人と並べて裁判所によって後見人が選任されている場合、医療代理人の決定が優先する。
第 4 に、医療代理人の決定の指針は、まず本人による指示またはその希望に合致したものであること。それが不明な場合には、本人の最善の利益にかなう決定をすべきだとされる。最善の利益の判断に際しては、代理人が知る限りで、本人の価値観や人生観を考慮すべきだとする。
第 5 点として、医療代理人が役割を果たせない場合に備えて、復代理人を選任しておくことが推奨されているうえに、何ら指名がない場合には、次の順序で代理決定をすることができると明記されている。
第 1 順位　配偶者、ただし、法律上の別居をしている場合を除く
第 2 順位　成人の子
第 3 順位　親
第 4 順位　成人の兄弟姉妹
第 5 順位　本人の介護等に特別な役割を果たし、本人の価値観をよく知っている人で、医療上の決定をする現場にいることのできる人
③第 2 部は医療上の決定について本人自らが指示を与える部分である。その要点は、以下のとおりである。
第 1 に、医療代理人を選任し、決定を委ねている場合にはこの部分は記入する必要はないが、あえて記入しておくのも自由である(その意思表明は尊重される)。
第 2 に、その内容は、
イ)　終末期において自己決定ができない場合、予め延命措置を望まないと明記するか、またはそれでも延命措置を望むかを選択する。ただし、後者の場合についても、「医療上の一般に受け入れられた限度の範囲内で」という条件が付されている。
ロ)　別項目で、栄養水分補給を最後まで望むか、望まないかを選択する。
ハ)　緩和ケアについては、治療のすべての期間を通じて緩和ケアを受けるという項目が明記されている。しかも、たとえ死期を早めることがあるとしても、ということも記されている(もちろん、これを拒否することもできる)。最後に、その他、何らかの希望があれば記述する欄が置かれている。
④第 3 部は、臓器移植に関する希望を記述する欄であり、最後の第 4 部は、主治医を定めるための欄であり、本人と証人の署名欄で結ばれている。

2-2-2)　アメリカ以外の制度

2-2-2-1) イギリス(イングランド及びウェールズ)

2022 年 6 月 11 日に早稲田大学で実施された日本公証法学会第 50 回総会記念シンポジウムの第一報告で配布された橋本有生教授のレジュメ[13]等によれば、イングランド及びウェールズにおける永続的代理権授与制度の沿革、概要及び利用促進策は、以下のとおりである。

1　制度の沿革と概要

[13] 橋本教授の好意でご提供頂いたものである。この場を借りて、深く御礼申し上げたい。

(1)沿革

①判例法理

代理権の終了事由のひとつに本人の精神能力の喪失がある 。

②1985 年持続的代理権法(Enduring Powers of Attorney Act 1985)

・代理権の範囲:本人の財産管理に関する事項に限定 。

・代理権の発効:当事者間に取り決めがない限り、契約後に生じる(移行型が認められる)。

本人の判断能力が低下し公的後見局(Public Guardianship Office。現在の Office of the Public Gurdian (OPG)の前身。)に Enduring Power of Attorney (EPA)の登録がなされるまでは、代理人・本人の双方が意思決定可だが、登録後は代理人のみが意思決定可 。

(2)現行制度の概要

2005 年精神能力法(Mental Capacity Act 2005 における永続的代理権(Lasting Power of Attorney (LPA))授与制度

・代理権の範囲:財産管理+医療やケアを含む身上の福祉 (事実行為を含む)に関する決定。

・利用者:18 歳以上で代理権授与に関する意思能力を有する者。

・代理権の発効:OPG への登録が必要。

2 利用促進策

(1)利用実態

①登録(LPA 発効)申立件数

2021 年の年間の LPA 登録件数は 708,824 件。登録累計数は、2024 年 3 月時点で、800 万件を超えている。近年の伸び率の高さについて司法省は、広報活動が成功したことと、2015 年 7 月にオンラインフォームが導入され、申請がシンプルかつ迅速になったことを要因にあげる。

②日本との比較

・申立件数

日本における 2021 年の一年間の任意後見契約締結件数は、12,285 件、任意後見監督人選任事件の申立件数は、784 件(前年対比 6.2%)。

・65 歳以上人口比

日本の任意後見契約締結件数は 0.03%(任意後見監督人選任の申立件数の場合 0.002%、イギリスの OPG 登録件数は 6.3%。

・受任者(代理人との関係)

日本:受任者が委任者の親族や友人等である場合が約 70%、専門職である場合が 12%。

イングランド:ほとんどの人が家族、友人、その他信頼のおける者を選ぶ傾向にある。

③関連費用

・LPA 証書作成にかかる費用

ソリシター(事務弁護士)に依頼する場合、LP1F(財産管理のための LPA)及び LP1H(医療及びケアのための LPA)の二つを作成する場合は 500～1000 £ (8～16 万円程)、どちらか一方の場合はその半額(250～500 £)。財産管理の中でも特にビジネスに関する代理権を作成する場合は一件につき 1000 £ 程度。

・OPGへの登録料

2017 年 4 月 1 日以降、LPA の登録料は一件につき 82 £ (約 13000 円)である。ただし、委任者の経済状況によっては 50%の減額又は全額免除されることもある。また、2011 年 10 月以降は、登録の際に不備が見つかり、不受理となった後 3 か月以内に再度登録を行う場合は、登録料が 41 £ に減額される。

(2)手続き

①LPA 証書の作成

オンラインにて書面の記入が可能(署名についてのみ印刷後、自署で行う)。

【LP1F 及び LP1H に共通する事項】

・証書作成に必要な当事者

委任者、代理人、認証提供者(certificate provider)、証人(witness)

＋委任者の任意で
代理人の代替者、通知すべき人物（代理人及びその代替者以外の人物）
・委任者、代理人、認証提供者（certificate provider）、証人（witness）それぞれの署名が必要。
【LP1F にのみ必要となる事項】
・代理権の行使可能時期を定める。
OPG への登録直後か、判断能力を喪失した時点のいずれかを選択できる。
【LP1H にのみ必要となる事項】
・生命維持にかかわる処置（例として心臓のバイパス手術や臓器移植などの重大な手術、がんの治療、人工的水分・栄養補給等が挙げられる）の同意又は拒否について代理人に権限を与えるどうかを選択できる。
②OPG への登録
証書の作成時に、OPG に登録する際に通知すべき者を指定している場合は、委任者又は代理人がそれらの者に通知を行う。
・申請者
委任者又は代理人（複数ある場合は全員）のいずれか一方でなければならない。
・申請者の署名
（3）利用促進策
署名以外のすべてがデジタル対応済。証書の作成完了直後に登録を推奨する文面が表れる。

2-2-2-2）ドイツ
諸外国における成年後見制度についての調査報告書（「成年後見制度の在り方に関する研究会」参考資料）における上山泰新潟大学法学部教授の報告によれば、ドイツの事前指示代理権（任意後見制度）の利用状況、概要等は、以下のとおりである。
・2022 年 12 月 31 日時点で事前指示措置中央登録簿に総計 5,684,327 件の事前指示代理権証書が登録されている。
・全新規登録の約 77.1％には医療行為に関する指示ないし希望（患者による事前指示）も含まれていた。
・2022 年の新規登録の申請は、オンラインによる登録申請が 98.6%を占めていた。
・ドイツにおける任意後見制度である事前指示代理権は、基本的には民法上の通常の任意代理権を利用したものであり、代理権を授与する本人の私的自治に基づいて構築されることになる（事前指示代理権の授与を通じて本人と代理人との間に成立する法律関係も、通常の任意代理と同じく委任関係として整理されることになる。）。すなわち、疾病、事故、加齢に伴う判断能力の低下等の事情から、本人が自分の法的な事務の全部または一部を管理できなくなった場合に行使されることを想定して授与される予防的な措置としての任意代理権を事前指示代理権と呼称しているにすぎない。このため、本人と事前指示代理人との間の法律関係は原則的には当事者の私的自治に委ねられているが、本人を代理権の濫用から保護するために一定の規制が民法典の世話に関する規定の中に置かれている（民法 1820 条等）。

2-2-2-3）フランス
諸外国における成年後見制度についての調査報告書（「成年後見制度の在り方に関する研究会」参考資料）における山城一真早稲田大学法学部教授（当時。現東京大学大学院法学政治学研究科教授。）の報告によれば、フランスの親族授権及び将来保護委任（≒任意後見）の利用状況、概要等は、以下のとおりである。
・親族授権は、2015 年改正によって導入され、2019 年改正によってその適用範囲が拡充された仕組みである。それが既に大きな成功を収めていることは、統計に照らしてみても明らかである。
・この仕組みは、性格を異にする様々な側面からなる。第 1 に、親族授権は、いわゆる代替的措置の一環として、婚姻法・夫婦財産法において配偶者に与えられる代理権（217 条、219 条、1426 条、1429 条）をモデルとして構想された。このように、親族間の共助の理念に基づく制度であること

が、代理人が報酬請求権を有しない(494-1 条 2 項)ことを正当化する。第 2 に、親族に対する授権を伴う点において、本人と親族との間には、いわば法定の委任関係が成立する。そのため、親族授権の取扱いについては、代理・委任に関する適用が準用される(494-1 条 1 項)。第 3 に、親族授権は、保護措置としての性格をも有する。したがって、保護措置に関する総則規定(415 条ないし 423 条)は、親族授権についても適用されると解されている。

・親族への授権が認められるためには、本人につき、検察官作成のリストに登録された医師の診断書によって、本人が自ら意思表明をすることができない状況にあることが証明されなければならない(494-1 条、民訴 1260-3 条)。以上は、法定後見開始の手続に準じたものである。

・授権される者(被授権者)は、本人の尊属、卑属、兄弟姉妹、または、配偶者、パクスもしくは内縁配偶者(生活共同関係が終了していない場合に限る)に限られる(494-1 条)[14]。これら以外の親族(たとえば甥・姪、姻族)に対しては、授権はできない。被授権者の決定は、後見裁判官の権限に属する。

・授権の対象となる事務は、身上保護、財産管理またはこれらの双方である(494-6 条 1 項ないし 3 項)。

・本人は、授権の対象事項以外の行為については行為能力を保持するものの(494-8 条 1 項)、代理権の対象事項である行為については行為能力を失う(同項の反対解釈)。したがって、親族授権の対象とされる行為を本人が単独でしたときは、その行為は、当然に無効となる(494-9 条 1 項、1147 条、1179 条 2 項)。

・将来保護委任は、将来において判断能力が低下した場合の対応を委任契約によってあらかじめ定めておく仕組みであり(478 条)、日本法における任意後見に対応する。

・将来保護委任については、いまもって十分に利用件数が伸びていない。統計に表れるのは、将来保護委任の締結件数ではなく、既に発効に至った件数であるが、将来保護委任の施行から既に 13 年余りを経過したことを考慮すれば、この制度の利用が低調であることはもはや疑い得ないであろう。

・将来保護委任は、一種の委任契約である。したがって、その性質に反しない限り、委任契約に関する民法典の規定が適用される(478 条)。また、受任者は、委任契約の原則に従って事務処理について損害賠償責任を負う(424 条 1 項、1992 条)。さらに、代理を行うについては、契約総則における法定代理に関する規定が適用される(1156 条以下を参照)。

・将来保護委任の内容は、基本的には契約自由の原則に服する。したがって、どのような行為を委任の対象とするか、どのような態様で委任を履行するか、委任事務の処理に対して報酬を支払うか否か等は、契約によって自由に定めることができるのが原則である。もっとも、民法典は、将来保護委任の内容を全面的に契約自由の原則に委ねるわけではない。一方では、将来保護委任の性格に即して契約内容に限界が設けられているほか、委任の履行状況をチェックするための仕組みが設けられている。また、他方では、既存の将来保護委任だけでは十分に本人の利益を保護することができないと認められるときは、後見裁判官の関与のもとでその適用範囲を拡張することができる(485 条 2 項)。

・将来保護委任においては、監督人を選任するための仕組みはない。ただし、利害関係を有するあらゆる者が、後見裁判官に対し、委任の執行について異議を述べ、または履行の態様について裁定するよう求めることができる(484 条)。だれがこの申立てを行うことができるかは、規定の文言からは必ずしも明らかではないが、430 条所定の申立権者に準じることとなるのであろう。

2-2-2-4) 小括

以上、アメリカ、イギリス(イングランド及びウェールズ)、ドイツ並びにフランスの制度を概観してきたが、アメリカのみならず、イギリス(イングランド及びウェールズ)とドイツにおいても、「代理」(イギリス

[14] ここでいう「パクス (PACS：Pacte Civil de Solidarité)」とは、「性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約 (連帯市民協約)」のことであり、日本よりも広い範囲の「家族」が利用できることが、この親族授権が広く使われている一つの要因だと思われる。

（イングランド及びウェールズ）においては LPA、ドイツにおいては事前指示代理権）の仕組みが広く使われていることが非常に特徴的である。両国とも、オンラインで容易に申請・登録できることが普及に大きく寄与しているものと考えられる。また、フランスにおいて広く使われているのは、「法定の委任関係」を発生させる親族授権の方であるが、脚注 14 でも指摘したように、その要因の 1 つは授権対象にパクス（や生活共同関係が終了していない内縁配偶者）が含まれ、日本よりも広い範囲の「家族」が容易に利用できることにあると思われる。

要するに、世界のどこにおいても、高齢期の生活支援については共通のニーズがあり、そこに「生活実態に即した形で容易に利用できる制度」があれば、その制度は自ずから広く利用されるということであろう。この点、「家族」の形が大きく変容している我が国においても、その変容する生活実態に即した形で容易に利用できる仕組み（「親密圏」内の者に気軽に「代理権」を付与できる仕組み）を提供できれば、その仕組みは自ずから広く普及していくことが予想される。

2-3)　上記のアメリカの持続的代理権法等を参考にした実務を、日本に導入するための検討事項

2-3-1) 日本民法との関係と、日本社会における現実

周知のとおり、我が国の民法では、委任契約と、それに伴って授与される代理権について、特別の終了原因を定めているが（民法 653 条・111 条）、いずれも委任者ないし本人について成年後見が開始されたことは、終了原因とされていない（653 条 3 号、111 条 1 項 2 号）。そのため、日本法の下では、アメリカの持続的代理権法のような特段の立法を行うことなく、委任者ないし本人の判断能力喪失後も委任契約及び代理権は存続すると解することに、法的な問題はない。また、委任契約の内容は基本的に任意規定であり、上記のアメリカの持続的代理権法等を参考にした運用を日本で実施することに、少なくとも財産管理の側面では、法的な制約は特にない。

他方で、医療同意の側面では、我が国においては現状、医療同意権は行使上も帰属上も一身専属権であると考える説が有力であり（前掲肥田あゆみ・井藤佳恵（臨床倫理 No.12、 2024.3）52 頁）、医療同意権の代理行使が可能であると断言できる状況にない。しかし、冒頭の脚注 1 で述べたとおり、現実には、一時的に意識を失った患者等に対する医療行為を行う場合に、医療機関が「家族」を呼び、「家族」による決定・同意に基づいて医療行為を提供するという実務は、日常的に行われている。当事者が自己の信頼する「家族」以外の他者に医療に関する意思決定を委ねることを禁じる必要性がどこにあるのかは疑わしく、それこそ憲法 13 条に基づく自己決定権の侵害なのではないだろうか。明確な医療同意権の授権のないまま「家族」による医療同意を認めるよりも、本人の明確な授権に基づき、本人の信頼する他者が医療同意を行う方が、「本人意思の尊重」という観点から優れていることは明らかであるように思われる（勿論、本人から「家族」に対する明確な授権があるのであれば、「家族」による医療同意を認めることに全く異存はない。）。そのため、差し当たり本研究では、医療同意に関する代理権付与は可能という前提で、統一委任状の案を提示することにする。なお、仮に今後、医療同意に関する代理権付与は不可能という立場が通説として確定してしまった場合には、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」において、「医療に関する自らの意思を推定する者」（「医療意思推定者」）の指定は可能とされていることを踏まえ、統一委任状内の「医療同意権者」の指定を、「医療意思推定者」の指定と読み替える形で使用して頂ければ足りると考えている。

法的には上記のような状況であり、医療同意の点を上記のように整理すれば、その他に乗り越えるべき論点はほとんどない。他方で、我が国においては、法教育が普及していないこともあり、運用面に大きなハードルがある。すなわち、現実の日本社会では、民法の規定に基づいて合法的に代理権の付与が行われても、金融機関等の取引の相手方は、各自が定める条件を満たした者しか「代理人」として認めないため、取引に応じてもらえない。これは、法的な観点からは不当な取扱いのように思えるが、現実には日々極めて多くの者と取引を行う金融機関等において、各相手方が任意に定めた書式に基づく委任状等を示されても、それが真正なものであるかをその都度判断することは実務的に不可能であるため、現状ではやむを得ない取扱いであろう。このため、現時点では、各金融機関等ごとの独自ルールで、取引に応じられる条件が定められているが、これにより我が国における「代理」の実務は、取引主体ごとにバラバラで統一性のないものになってしまっている。前述のとおり、かかる事態に対処するため、アメリカ等の実務に倣い汎用的に使える統一書式の案を提示しようというのが、本研究の第 1 の目的である。

2-3-2) 個々人が真に有する信頼関係に基づき形成された関係性(「親密圏」)の活用

しかし、だからといって、現状の慣習を完全に無視して統一書式の案を提示しても、長年続いている慣習を変えることは困難であろう。繰り返しになるが、我が国ではこれまで、各取引主体が定める条件を満たした者しか「代理人」と認めない実務が慣習的に続けられているところ、当該慣習の中では、「家族」が重視されている。もちろん、「家族」であれば本人の財産管理を適切に行ってくれるであろうと一般論として信頼することに合理性がないとはいえない。現実には、高齢者をターゲットとした犯罪も多数報告されているところであり、本人との関係性を確認できない第三者を代理人として認めないことは、防犯上の観点からもやむを得ないと思われるし、実際、大多数の「家族」では、概ね問題なき財産管理が実践されているものと推測される。

他方で、残念ながら、「家族」間であっても、財産面その他のトラブルが現実に相当数存在することも、また周知の事実である。特に法教育の行き届いていない我が国では、民法の「個人主義」的な取扱いになじみがなく、例えば父母の判断能力が衰えた場合、その子が父母の預金等を無条件に引き出せる等と誤認している事例も多い。その意味で、「家族に任せたからこそ発生したトラブル」も、常に相当程度存在するものと推測される。また、後述の脚注 15 のとおり、そもそも現代のわが国には、頼れる「家族」がいない高齢単身者世帯が、800 万世帯を超えて存在する。そのような現状で、現行法の形式的な基準で定まる「家族」の存在に頼った実務に安定性がないことは明らかである。

現実には、現行法上の「家族」と、各個人が真に信頼を寄せている相手が異なる場合は多くある。上記の高齢単身者世帯に属する者も、現実には友人、知人、近隣住民等の種々の人間関係の中で日々生活しているはずである。かかる我が国社会の現状に鑑みると、今後、本研究で提示する統一書式案を普及させるためには、現行法上の「家族」ではなく、個々人が真に有する信頼関係に基づき形成された関係性である「親密圏」を活用することが有用であると考えられる(もちろん、現行法上の「家族」間に真に信頼関係があるのであれば、当該関係性を活用することには何の問題もない。大切なのは、法的な「家族」という「形式」ではなく、真の信頼関係という「実質」であり、その「実質」に根差した「代理」の仕組みを提示することが重要だと考えている。)。

2-3-3) 「家族」像転換の必要性

もう少し「家族」について述べると、三成美保「『近代家族』を超える－21 世紀ジェンダー平等社会へ」二宮周平・風間孝編著『家族の変容と法制度の再構築－ジェンダー／セクシュアリティ／子どもの視点から』(法律文化社、2022)176 頁以下(以下「三成論文」)によれば、「戦後日本で『法的家族像』とされたのが、『夫婦と子』からなる核家族(いわゆる『近代家族』)である。今日、『夫婦と子』世帯は全世帯の 4 分の 1 にすぎない。にもかかわらず、『近代家族』イデオロギーは消えるどころか、『子どもの保護』という文脈でむしろ強化されている。これに対して、ジェンダー主流化のもと、EU 諸国では同性婚や契約による生活共同体が承認されるようになっている。たとえば、フランスのパクス法(1999 年)は、『家族の位置づけが、制度(公序)としての家族から、契約としての家族、個人の幸福追求権や性的指向を充足させる共同生活空間としての家族への展開を示すものである』(辻村 2009:222)。」とされている(三成論文 176-177 頁)。

この点、一般論として配偶者や親子関係が最も密接で基本的な人間関係であることに異論を述べるものではないが、他方で、最も密接で基本的な人間関係であればこその愛憎やトラブルが存在するのも周知の事実であり、むしろ「一定の距離感のある第三者」との関係の方が、ある種の緊張感を伴った信頼関係を生むことがある。そもそも、上記三成論文に書かれているとおり、「今日、『夫婦と子』世帯は全世帯の 4 分の 1 にすぎ」ず、「『近代家族』の時代は明らかに終焉を迎えている」。

続けて三成論文は、その「6 おわりに」で以下のように述べる(三成論文 194-195 頁)。「21 世紀の家族法システムと家族政策に関して次の 3 点がポイントとなる。第 1 に、国家と家族の関係を見直し、国家は速やかにかつ自覚的に脱家族主義を図らねばならない。国家は、特定の家族モデルを法的家族像として指定することをやめ、多様な親密集団や生活共同体に対して、それぞれの特徴や目的に応じた法的保護を与えるべきである。また、家族をつくらない者や家族を失った者が不利益を受けない家族法システムと家族政策の構築が必要である。第 2 に、法的家族モデルの 1 つである近代家族モデルを超えるために、法律婚主義と嫡出親子原理を相対化し、異性愛規範を克服しなければならない。第 3 に、近代家族に内在する近代的なジェンダーバイアスを克服するための法整備を拡充すべきである。幸福追求権と個人の尊厳および両性の本質的平等を定める日本国憲法の趣旨に則り、すべての個人に対し、親密関係に関する選択権を保障することが必須である。」

本研究の対象は「家族のあり方」ではなく、あくまでも「代理」の再考であり、また、新たな家族制度に関する立法論を提示することを目的にするものでもないが、他方で、実社会で実際に利用してもらえる「仕組み」を提示しようとするものである以上、現在の日本社会の実情について上記の指摘がなされている事実を踏まえることは、極めて重要だと思われる。上記のとおり、現在の日本社会においては、「『近代家族』の時代は明らかに終焉を迎えている」にもかかわらず、我が国においては現時点でも選択的夫婦別姓も同性婚も認められておらず、「近代家族」中心の社会構造から抜け出せていない。現実には「夫婦と子」世帯は全世帯の 4 分の 1 であり、残りの 4 分の 3 は単独世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯、事実婚世帯、同性パートナーで構成される世帯等々で構成されている[15]。

本研究のテーマは、単なる「代理の再考」ではなく、あくまでも「超高齢社会における代理の再考」である。超高齢社会において本人が代理人に依頼したい内容は、自らの尊厳の核心に関わる、当該個人にとって極めて重要な内容であることがほとんどである。それは本来であれば、決して他者に委ねたくない内容であるはずであるが、いずれ判断能力が低下し、死が訪れるという人間の宿命上、最後は「誰か」に当該事務を委任しなければならない。そのような事項を委ねられるのは、いわば「当該個人がその生涯の中で出逢ってきた中で最も信頼できる相手」になるはずである。それが現行法上の「家族」の範囲内に見つかればよいが、既に 800 万世帯を超えている単身高齢者世帯の中には、それが不可能な世帯が相当数含まれているものと考えられる。

他方で、ひとたび視野を「親密圏」の範囲に広げれば、当該単身高齢者世帯に属する者も、それぞれ何らかの親密な関係性を有しているのが通常である（もちろん、全く友人、知人の類がいない方も存在するであろうが、そこは行政や社協、各種専門家等が「誰一人取り残さない」の理念の下、最後の「親密圏」としての役割を果たすほかないであろう）。そのような既存の人間関係・信頼関係の存在を前提として、その中で付与された代理権に通用性を認める仕組みとすれば、当該仕組みは自ずから普及が進んでいくものと考えられる[16]。

---

[15] 厚生労働省の「2023 年国民生活基礎調査の概況」によると、同年 6 月 1 日現在の全国の世帯総数は 5445 万 2000 世帯、そのうち最多の 1849 万 5000 世帯（34.0%）が独り身の「単独世帯」、次いで「夫婦と未婚の子のみの世帯」が 1351 万 6000 世帯（24.8%）、「夫婦のみの世帯」が 1339 万 5000 世帯（24.6%）、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」が 373 万 1000 世帯（6.9%）、「三世代世帯」が 205 万世帯（3.8%）、「その他世帯」が 326 万 4000 世帯（6.0%）である。なお、単独世帯のうち 46.2%に当たる 855 万 3000 世帯は、65 歳以上の高齢者の世帯である。

[16] ここで「新たな家族像」を具体的に提示する活動を行っている団体として、シスターフレンド準備委員会（代表：清水祐子氏）の存在を紹介しておく。

シスターフレンド準備委員会は、「40 代以降の単身・独身女性の生活不安・将来の不安の解消、女性の住居、就業促進・雇用の創出」を目的として、「3 人～4 人の女性グループ・チーム制による生活サポートシステム」である「シスターフレンド＝友人家族」を、フレンドシップ契約を締結する形で実現・普及させようとしている団体である。現在のメンバーは代表の清水祐子氏をはじめ合計 11 名であり、これまでのところ東京都中野区、神奈川県横浜市を中心に各種イベント開催等の活動を行っている（中野区とは NIC＋（ナカノインクルーシブケアパートナーシップ）協定を締結している）。今後、一般社団法人化し、オンラインサロン・食事会の定期開催等により会員を増やすと共に、シスターフレンドの具体的な支援内容や住居・就業の不安解消等に関する具体的な仕組み作りのフェーズに移っていく予定である。なお、現在は「同じ独身であっても女性の所得は男性より低く、また離婚した場合は特にキャリアもなく収入を得にくいことで貧困に陥りやすい。両親の介護なども女性が担う傾向にある」こと等から、支援対象を「単身女性」に絞っているものの、「サービス普及後は対象者を男性にも拡大を検討していく」とのことである。

同準備委員会の紹介資料によれば、「シスターフレンドとは、単身者同士がつながって家族の役割を担い合うという考え方」であり、「単身者同士が家族として互いに支え合い、協力し合う新しい家族の形」として、「主に緊急入院や終活など今まで戸籍上の家族が担っていたところを単身者同士で担い合い」、「従来の戸籍上の家族がいなくても、友人と家族をつくることで単身者の孤立を防ぎ、より安心して暮らせる人生、社会を作ることができる」とされている。この「シスターフレンド＝友人家族」の発想は、二宮教授が提唱されている「親密圏」構想と全く軌を一にするものであり、このような「新しい家族の形」を法制度・法実務上も正面から認めていくことが、単身世帯が著しく増加している昨今の状況における喫緊の課題になる。本研究で提示する親密圏登録簿及び統一委任状の案は同団体

2-3-4) 契約による履行管理

他方で、如何に「親密圏」内にある者であっても、本人の判断能力が不十分になった後、あるいは本人が死亡した後に、代理人が本人の意向どおりに代理行為を遂行するか否かは、本人は確認しようがない。もちろん、当該代理人は、本人が深く信頼している者が通常であろうから、多くの事案では、監督がなくても本人の意向は実現されるだろう。しかし、現状の後見実務等を見聞する限り、残念ながら、本人の意向どおりの事務がなされないことが多いのも、また事実である。

この問題に対応するため、特別法として任意後見契約に関する法律(以下「任意後見契約法」)が制定されているが、施行後 20 年以上が経過した現在(令和 6 年 12 月末日現在)においても、発効件数はわずか 2795 件である(最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況―令和 6 年 1 月～12 月―』参照)。この点、現在成年後見制度の改正が予定されており、第 2 期成年後見制度利用促進基本計画上も、任意後見制度の利用促進が「優先して取り組む事項」の 1 つとして挙げられているため、今後任意後見契約が普及していく可能性もある。

しかし、少なくとも本稿執筆時点で公表されている情報によれば、任意後見契約の定義(「公的機関の監督を伴う任意代理制度」)自体が変更されることはないとされており、「公的機関の監督」を嫌う層には依然として受け入れられない改正に留まる可能性が高い。そもそも、委任や代理は一般市民の私事に関する事項であり、本人にとっての重要性が高い事項であればあるほど、プライバシーの観点から、全く人間関係のない第三者の介入にはなじまない。一般市民の立場からは、「裁判所が絡むこと自体に怖さや敷居の高さを感じる」との声もある。我が国において任意後見契約が広まらない要因の 1 つは、そこにあるのではなかろうか。

この点について、冒頭で述べた山城論文は、「契約による履行管理(監督)」を提案する。その具体的な内容は、以下のとおりである。この点についても、正確を期すと共に、実務家各位の参照の便宜のため、やや長文の引用とさせて頂くことをご容赦頂きたい。

Ⅲ 履行管理の補充

履行管理能力[17]の補充は、家庭裁判所が担うべき役割なのか。いいかえれば、家庭裁判所以外の者がこれを担う仕組みは、制度の本旨に反するのか。以下では、家庭裁判所による履行管理の性質を検討したうえで(1)、そのような役割を担う者が他に存在し得るか否かを検討する(2)。

1 裁判所による履行管理

成年後見関係事件は、家事審判事件であり、かつ、争訟性のない一類事件に類別される(家事手続 39 条)。それが家庭裁判所の管轄に属することの意義を考察するためには、まず、一類事件の法的性質を明らかにする必要があろう((1))。もっとも、成年後見法が「家事」に属するという理解自体が、現行法のもとでは自明ではない((2))。

(1) 一類事件

家事審判事件は、元来、司法権の作用には属せず、「その他法律において特に定める権限」(裁判所法 3 条 1 項)として裁判所が管轄するにすぎない。そのうえで、家事審判事件は一類事件と二類事件とに区別されるが、その基準は、甲類事件と乙類事件とを区別した家事審判法以来、争訟性の有無、つまり家事調停の対象となるか否かに求められてきた。いいかえれば、一類事件は、家庭に対する国家の後見的作用として、重要な身分行為等の許可や認証、または権利義務の付与・剥奪に関する手続を扱う。

このように、家族法に関わる紛争のうち、法律上の争訟たる性格を有しないけれども、私人の自由に委ねることが相当でないという意味での公序性を有するものが、一類事件の対象である。成年後見関係事件が、いかなる理由でそのような性質を有するのかを明らかにするために、家事審判所創設をめぐる議論の経緯を確認したい。

の活動の一助になり得るため、今後も同団体と連携して「親密圏内のメンバーに対する代理権付与による生活支援・死後事務対応」の実務を普及させていければと考えている。

[17] 山城論文は、「契約の履行過程において、契約上の権利の行使および義務の履行を適切に管理することができるために必要な判断能力を『履行管理能力』とよぶ」としている。

この点について注意を要するのは、明治民法下における禁治産・准禁治産宣告に関する手続（以下、「禁治産関係手続」という）が、元来は人事訴訟とされたことである（旧人訴 40 条以下）。それにもかかわらず、それが非訟事件たる甲類家事審判に移管されたのは、主として、禁治産関係手続の進行が公になることを防ぐという考慮によるものであった。この移管の経緯は、家事審判所の設立をめぐる戦前の議論から窺い知ることができる。議論は、二つの段階を経た。

第一に、臨時法制審議会諮問第一号主査委員会（1919 年諮問事項公布）においては、禁治産関係手続を家事審判所の管轄とする旨の提案にあたり、禁治産関係手続の進行を公開するのは好ましくないとする上述の考慮が示された。ここで注意を要するのは、この提案に対して、穂積重遠が、「是ハ或人ノ行為能力ヲ制限スル可ナリ重大ナ問題テアリマス、其人ノ保護其一家ノ保護ト云フ問題カ一方ニアルト同時ニ相手方ノ保護第三者ノ保護取引ノ安定ト云フ方モ考ヘナケレハナラヌコトテアリマス」と指摘したことである。この発言において、穂積は、禁治産宣告が訴訟事件として扱われてきた根本の理由を、人の行為能力を制限する点に求めている。

第二に、家事審判所ニ関スル法律調査委員会（1924-1927 年）においては、家事審判所の所掌事項が論じられた。これに関して、花井卓蔵が、家事審判所が裁判権を行使するものであるか否かを問い、原嘉道から、家事審判所が扱う非訟事件は「広キ意味ニ於ケル行政処分」であるとの応答を引き出している。「若裁判ナリトセハ、憲法上審判所ヲ設クルノ余地ナキニ至ラン」というのが、その理由である。そうすると、禁治産関係手続を家事審判所が扱う以上、禁治産宣告もまた行政処分だとみなければならないこととなる。事実、原は、「民法ノ精神ヨリ見ルトキハ一種ノ行政的処分ナリト思フ」と述べた。これに対して、花井は、「治産ノ権ヲ剥奪ス、之ヲ憲法上ヨリ見ルモ裁判権ニ属セシメルヘカラス。審判ノ性質カ果シテ裁判権ニ非ストセハ之ニ属セシムヘキモノニ非ス」として、原案に異を唱えた。これは、臨時法制審議会において穂積が述べた意見と符合する見解だといえよう。しかし、花井のこの意見は多数の賛同を得ず、禁治産関係手続を家事審判事件とする原案が可決された。

以上からは、禁治産関係手続は、能力制限を伴うからこそ訴訟事件とみるべきであるというのが、立法当初の立場であったことが窺われよう。しかし、家事審判所の創設に際して、禁治産関係手続を非訟事件とすることを正当化するために、禁治産宣告は「一種ノ行政的処分」だと説かれるに至ると、この理解を維持することはできなくなる。

⑵ 成年後見関係事件

以上の経緯にかんがみると、成年後見関係事件を一類事件として扱うという現行法の立場も、本来的には、行為能力の制限という効果と結びつけて理解されるべきであろう。しかし、それさえもが「一種ノ行政的処分」なのであれば、行為能力の制限に家庭裁判所が携わることは、必然の要請とはいえないこととなる。いわんや、行為能力の制限に関わらない諸事務については、家庭裁判所が管轄する必要はいっそう乏しい。それにもかかわらず、成年後見関係事件のすべてが家庭裁判所によって扱われるのは、結局、法政策的な考慮、すなわち、成年後見関係事件が、「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図る」（家事審判法 1 条）という目的に照らして、裁判所による後見的関与を必要とするという考慮によるものとみるほかないであろう。

ところが、そう考えると、さらに進んで、成年後見がいかなる意味において家族の問題であるのかという疑義が生じる。というのは、こうである。

後見がいかなる意味において親族法に属するかは、大正・昭和期の親族法の体系書においては頻繁に論じられた。それらの多くは、後見が、制限行為能力者の保護を目的とする制度であって、厳密にいえば親族関係を規律するわけではないことを認めつつも、制度の講述にとって便利であるという理由から、親族法に関連してこれを扱うことが適切だと論じた。しかし、いわゆる親族後見人制度が廃止された現行法のもとでは、現行成年後見法は、人の身上および財産の保護に関わるのみであって、親族関係との関連はいっそう希薄である。そうである以上、講述上の便宜としても、成年後見を「家事」に属させる意義は乏しくなったといわざるを得ないであろう。

以上にみたことは、任意後見契約にはいっそう強く妥当する。任意後見は、その性質からして一種の契約であるし、行為能力の制限をもたらさないため、沿革的にも裁判所の役割が期待される場面ではない。それにもかかわらず、家庭裁判所が任意後見契約を扱うこととされるのは、畢竟、法定後見との機能的な連続性が期待される（任意後見契約法 4 条各項を参照）ことによる便宜的な取扱いにすぎないといえよう。

2 契約による履行管理

以上のように、任意後見が裁判所に固有の職分に属するわけではないことを踏まえるならば、裁判所以外の――さらにいえば、「公的機関」ともいえない――アクターの関与のもとで履行管理能力を補充する方途を講じることも許容されてよい。その方途としては、契約が活用されることとなろう。具体的な手法の考察は、実務の発展に委ねざるを得ないであろうが、任意後見契約に代替する方法を念頭において、留意すべき若干の点を以下に指摘してみたい。

⑴ 法的構成

履行管理は、それ自体が一つの法律的事務であるから、これを他人に委託するのは一種の準委任契約(643 条・656 条)だと考えられる。これを任意後見に代わるかたちで用いる方法としては、共同代理を用いるか、受任者の事務処理状況を第三者に監督させるかが考えられよう。履行管理に特化した事務を委託するのであれば、後者が端的である。

ところで、そのような取組みは、任意後見契約の法制化以前にも、実務上の工夫として行われていたと伝えられる。しかし、それらの試みは、いずれも「利用者の十分な理解が得られず、利用件数が僅少にとどまっている実情」があったとされる。さらに、代理人の監督を契約によって実現する仕組みについては、「本人が代理人の選任と併せてその権限濫用に備えて他の者に代理人の監視を依頼することは、通常の場合、実際的とは言えない」とも指摘された。

けれども、そのような方法がなぜ「実際的とは言えない」かについて、この叙述は何も明らかにしない。そのような認識に反して、「契約のなかに代理人への監督方法を定めて置くことが必要にして、かつ実行容易な方法である」との評価を示す論者もいたことからすれば、たとえば、委任事務の監督を目的とする契約を規格化し、個別の場合におけるニーズに沿って調整するといった仕組みを開発してもなおそのような認識が妥当するかについては、検討の余地がありそうである。

⑵ 契約内容

それでは、その方途として、どのような方法が考えられるか。財産管理等を目的とする委任契約(以下、「財産管理契約」という)と、自身に代わって履行管理を行う者を選任する契約(以下、「履行管理契約」という)とにつき、それぞれ考慮を要する点がある。

まず、財産管理契約については、少なくとも二点に留意する必要があると考えられる。

第一に、この場合における財産管理契約が、本人が判断能力を喪失した後にも効力を維持することを前提として締結されることからすれば、その締結に際しては、履行管理契約を締結するか否かの意思確認がされる機会があることが望ましい。さらに進んで、履行管理契約の締結について情報を提供し、または助言することは、財産管理契約に基づく受任者の義務(644 条)だとみる余地もあろう。

第二に、事務処理の状況に関する報告(645 条)は、本人の履行管理能力が十分である間は本人に対して、それが不十分になったときは履行管理契約の受任者に対してするのが、筋論であろう。しかし、履行管理能力が十分であるか否かを判断することは、財産管理契約・履行管理契約のいずれの当事者にとっても困難である。そうである以上、報告義務は、本人と履行管理契約の受任者の双方に対してすることが適切ではないかと思われる。

次に、履行管理契約についても、留意すべき点が少なくとも二つある。

第一に、受任者は、財産管理契約の受任者との間に個人的な利害関係を有するものであってはならない。事務の公平性を確保するために、履行管理契約については、法人が受任者となり、その従業員が――適宜に担当を交代しつつ――監督事務を行うといった組織体制を整備することが、注意義務(644 条)の内容として求められるであろう。また、法形式としても、財産管理契約に付帯する「三面契約」とするよりは、財産管理契約から独立した委任契約とすることが適切であろう。

第二に、受任者は、委任者に対して債務不履行責任を負う場合に備えて、賠償保険に加入することが期待されるであろう。

3 小括

Ⅲにおいては、本人の事務を他人に委託した場合において、本人の履行管理能力が不十分であるときは、第三者がこれを補うことが望ましいとの前提に立ち、その役割を担うべき第三者を選定する方法として、裁判所と契約とがあり得ることを示した。結論をくり返すならば、裁判所がその役割を担う

ことは強行法規的な要請ではないものの、契約によってこれを実現する方途は、いまもって確立されていないのが現状といえよう。

ところで、以上の議論は、より大きな文脈に位置づけるならば、履行管理能力が不十分な状況にある者に対する支援のリソースを「国家（＝裁判所）」と「市場（＝契約）」のいずれに求めるかという問いとも関わる。

民法が定める委任契約には、元来、国家の視点はない。任意後見契約法は、ここに国家を関与させるという選択肢を加えた。ただ、自身の判断能力が低下した後のことを自ら定めることを旨とする任意後見契約につき、公的機関が――当事者の取決めを排して――監督を主導するというこの制度設計には、微妙な緊張関係が含まれている。この点に対する評価は、本質的には、支援のリソースを国家と市場のいずれに求めるかという観点から決定されるであろう。そしてまた、この点をめぐる態度決定は、成年後見法アプローチと高齢者法アプローチ（Ⅰ2）のいずれを是とするかとも深く関わる。すなわち、議論の現状は、①《高齢者法アプローチ―委任契約の活用》、②《成年後見法アプローチα―委任契約と任意後見契約との両立》、③《成年後見法アプローチβ―任意後見契約の排他的適用》という対応関係によって描き出すことができるであろう。

ともあれ、これらの可能性は、択一的な関係に立つものではない。実効的な監督方法を契約によって構築する可能性を探究することこそは、成年後見法アプローチ、高齢者法アプローチといった視点の違いを超えて、今後の重要な課題となると考えたい。

そして、上記の「契約による履行管理」は、「親密圏内の役割分担」で十分対応可能だと思われる。例えば、仮に頼れる「家族」がいないある高齢者がいたとして、その者の財産管理をその者が真に信頼を寄せる友人・知人や弁護士（ホームロイヤー）、市民後見人講座修了者等が受任し、別途当該高齢者を担当するケアマネージャーや地域包括支援センター職員、税理士等が当該受任者の財産管理の履行状況を監督（履行管理）するといった方法である。この時、当該高齢者を取り巻く受任者及び監督者（履行管理者）も「親密圏」の登録簿に登録すると共に、履行管理に関する委任を統一委任状で行う取扱いにすれば、裁判所の関与がなくても私的自治の範囲内で有効な履行管理体制を構築することは十分に可能だと思われる。

既に 3000 万人を超える高齢者が存在し、800 万を超える高齢者世帯が単身で生活しているという圧倒的な需要量を前にした時、それに対峙できるのは、このように当該高齢者の既存の人間関係や地縁を活用した方策しかないのではなかろうか。

2-3-5) 成年後見制度及び社会福祉法改正後の新実務構築

冒頭でも述べたが、2026 年 1 月 27 日に、法制審議会民法（成年後見等関係）部会から「民法等（成年後見等関係）の改正に関する要綱案」が公表され、成年後見制度がいわゆる「補助一元化」の方向で改正される方向性が示された。任意後見契約については、実績ある専門家が任意後見人になっている場合等、明らかに監督人による監督が不要な場合には監督人選任を不要とし、現行の法定後見と同様に家庭裁判所による直接監督がなされることになる予定である。また、2025 年 12 月 18 日には、社会保障審議会福祉部会の報告書も公表され、2026 年中には民法、任意後見契約法及び社会福祉法双方の改正が予定されている。

これにより、今後の高齢者法実務は大きく変動することが予想されるが、総じて「委任」ないし「代理」の重要性が高まる改正と言えるため、その状況下での本研究の意味を改めて明らかにしておく必要性があると思われる。

今回の民法、任意後見契約法及び社会福祉法の改正が、「総じて「委任」ないし「代理」の重要性が高まる改正」と言える根拠は、以下のとおりである。すなわち、法定後見については、従来の「補助」に一元化されると共に、必要性・補充性の原則の観点から、基本的には「他の制度」が使える状況であればそちらが優先され、「補助」の利用は必要やむを得ない範囲に留められることが予定されている。他方で、任意後見については、元々の定義が「公的機関の監督を伴う任意代理」であり、任意「代理」の一種である。第 2 期成年後見制度利用促進基本計画上、任意後見制度の利用促進が「優先して取り組む事項」の 1 つとして挙げられていることもあり、ここでも任意「代理」の普及に重点が置かれている。

また、社会福祉法の改正で拡充・発展される予定の新事業についても、「事業の実施は、本人又は代理人と実施主体との契約締結により行われるものであること。このため、本人が契約する場合には、本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要である。」とされ、判断能力低下前の委任契約に基づく支援になる見込みである。この意味でも、やはり「委任」ないし「代理」の重要性が高まる改正だと言える。

もっとも、これらの改正については、(法改正という技術的な性格上やむを得ないかもしれないが)制度普及のために最も大切だと思われる「人間関係」への配慮が不十分だと思われる。すなわち、将来補助人になる者や新事業において支援者になる者の属性に関する配慮や、当該本人がどのような人間関係の中で生きているかに関する配慮が薄い。制度を使う側の立場に立って考えれば、ある制度が用意されたからといって、それを使った場合に、具体的にどのような人間が関与してくることになるのかがイメージできなければ、当該制度の利用に二の足を踏むのは当然のことである。特に高齢者は立場的に脆弱な立場に置かれることが多く、世の中で数多報道されている横領事案等の存在に鑑みれば、他者に対して疑心暗鬼になるのも無理はない。厚生労働省が地域共生社会を提唱し、従来の血縁・地縁に代わる新たなつながりを生み出そうとしている方向性自体は理解できるものの、人の「信頼関係」というものは、さほど容易に醸成されるものではない。その意味で、これまでも繰り返し述べてきた既存の「親密圏」の活用に、一日の長がある。

そして、本書末尾の別紙図 1 及び図 2 のように、法改正後の典型的な実務は、身寄りのある高齢者には、

・判断能力低下前は、「家族」による生活支援(法的根拠は不明瞭)
・判断能力低下後は、任意後見契約を締結していれば任意後見人による支援、任意後見契約を締結していなければ補助人による支援
・死後は、遺言を作成していれば遺言による相続、遺言を作成していなければ法定相続、死後事務は「家族」による対応(法的根拠は不明瞭)

という流れが、身寄りのない高齢者には、

・判断能力低下前は、「新事業」による生活支援
・判断能力低下後は、任意後見契約を締結していれば任意後見人による支援、任意後見契約を締結していなければ補助人による支援
・死後は、遺言を作成していれば遺言による相続、遺言を作成していなければ法定相続(相続人がいなければ、相続財産清算人による対応)、死後事務については「新事業」で対応

という流れが、一応想定されることになると思われる。

しかし、そこで想定されている流れの中に「真の信頼関係」が存在するか否かは、必ずしも定かでない。高齢期になれば、一定の生活支援や死後事務が必要になるのはやむを得ないところであるが、自らが真に信頼している人間でない者に自らの人生への介入を許すのは非常に不快なはずである。こうした生活支援や死後事務は、本来誰にでも任せられるものではなく、「貴方にだから任せられる」という高度の信頼関係が必要になるものではないか。その意味で、新事業で想定されているような生活支援や死後事務は、社協等の完全な「第三者」に委ねるのではなく、やはり「既存の親密な人間関係・信頼関係」の中で可能な限り対処されることが望ましい。ここに本研究の意義があり、「近代家族=戸籍上の家族」と社会福祉協議会等の「第三者」との間に「親密圏」という領域があることを可視化し、その中での代理権付与と履行管理者(監督者)の選任で生活支援や死後事務を賄うことができれば、本書末尾の別紙図 3 のように、

・判断能力低下前は、「親密圏」内のメンバーによる生活支援
・判断能力低下後は、「親密圏」内の代理人と履行管理者(監督者)による支援
・死後は、遺言を作成していれば遺言による相続、遺言を作成していなければ法定相続、死後事務は「親密圏」内のメンバーによる対応

という、「私的領域内で完結する実務」が新たに構築できることになる。

人と人との間の「信頼関係」というものは、単に「つながり」さえ作れば生まれるというほど簡単なものではない。そこには、当事者間で長きにわたり積み重ねられた「時間」が必要である。もちろん、そうした「信頼関係」を有さない方にとっての最後の砦として、社協等の「第三者」による支援が必要

であることは言うまでもないが、それ以外の大多数の方にとっては、まずは「親密圏」内の既存の人間関係の中で生きて頂けるようにすることが、今後の高齢者法実務が目指すべき方向性になると思われる。

2-4) 親密圏登録簿及び統一委任状の提案

以上を踏まえ、本研究では、後掲 4(38 頁以下)のとおり、親密圏登録簿及び統一委任状の書式案を提案する。これらの書式案の特徴は、以下のとおりである。

⑴ まずは、後掲の親密圏登録簿において、当該高齢者の「親密圏」に属するメンバーを明らかにする。「親密圏」は、現在又は将来、①身の回りの世話(ケア)、②法律行為の同意や代理、③扶養の保護を担うという「当事者の合意」によって形成されるため、血縁関係の有無を問わない。必ずしも上記①～③の保護を自ら担う者のみでなく、ホームロイヤー業務を行っている弁護士やケアマネージャー、地域包括支援センターの職員等、上記①～③の保護とつなげることを業とする者も、本書式では「親密圏」のメンバーとして登録可能としている。

⑵ 現行法上の「家族」(配偶者、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹及び甥姪)以外の者を「親密圏」に登録する場合には、トラブル防止のため、できる限り現行法上の「家族」との間で情報を共有しておくことを求めている。また、現行法上の「家族」に認められた権利と、「親密圏」メンバーに統一委任状で付与した権利が衝突することもあり得るため、そのようなおそれがある場合には、必ず事前に弁護士に相談することを求めている。

⑶ 人間である以上、かつて良好だった関係が変わってしまうことも、多々ある。その場合の「親密圏からの離脱の自由」も認める必要があるため、「当事者の意思」により離脱可能としている。但し、「親密圏」からの離脱は、要保護状態になった本人を遺棄する自由まで含むものではないため、本人が実際に上記①～③の保護が必要な時に、当該メンバーが離脱することで「親密圏」に誰もいなくなってしまう場合には、当該メンバーは、地域包括支援センター等の行政機関や弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職等に相談し、各種の公的制度の利用に繋げる責務を負うものとしている。

⑷ 統一委任状の書式は 4 部構成とし、第 1 部では米国統一代理権法の法定書式に倣った本人への注意事項を、第 2 部では財産管理に関する代理権付与に関する事項を、第 3 部では医療について自らが受けたい医療の内容に関する情報を、それぞれ記載する。最後の第 4 部は署名部であるが、統一委任状の内容の重要性に鑑み、公正証書での作成を現状想定している(但し、今後デジタル化やアプリ化を目指すとすれば、公正証書での作成とすると格段にハードルが上がるようにも思われ、悩ましいところである)。

⑸ 統一委任状の第 2 部においては、従前の任意後見契約等における実務では、例えば「本人が有する預貯金に関する一切の事項」というように、委任の内容が大雑把に記載されることが多かったため、より精緻に、例えば「●●銀行●●支店内の●●預金については、上限いくらの範囲で、●●の用途に使えるものとする」といった形での代理権付与や、「●●証券●●支店内の株式、投資信託等については、それぞれいくら以上の金額であれば売却できるものとする」といった形での代理権付与ができるように、特記事項欄を設けている。

⑹ 同じく統一委任状の第 2 部では、同書に基づいて代理人としての職務を引き受けることは、代理人と本人との間で特別な関係(信認関係)に入ることを意味し、当該関係に基づき代理人が以下の義務を負うと共に、これらの義務に違反した場合、本人に対する損害賠償義務が発生することを明記している。

① 本人の利益のために忠実に行動すること。
② 本人の最善の利益を図る行動を損なうような利益相反の関係に立つのを回避すること。
③ 善良なる管理者の注意をもって行動すること。
④ 本人のために行為した結果としてのすべての領収書を保管すると共に、すべての取引や支出を記録に残すこと。
⑤ 本人又は履行管理者から請求があるときはいつでも、本人及び履行管理者に、代理人として行った事務処理の状況を報告すること。
⑥ 本書で認められた権限を越えた行為をしないこと。

⑦ 本人のために契約を行う場合には、常に契約書に「A（本人の氏名） 代理人 B（代理人の氏名）」という形で、自分が代理人であることを明らかにしなければならないこと。

また、当該統一委任状の内容が有効であると過失なく信じて代理人との取引に応じた者の信頼は保護され、当該取引は有効に成立すると明記し、取引安全の確保とそれによる本書式の普及を企図している。

3. 他業種連携によるチーム支援～「ホームロイヤー」のポテンシャル～

3-1) はじめに

ここまでは「代理」の活用に関する基礎研究的な側面について述べてきたが、ここからはやや趣向を変え、臨床的な側面に触れていきたい。筆者らが所属する弁護士法人で現に行っている「ホームロイヤーがハブとなった他業種連携によるチーム支援」の紹介である。

筆者らが所属する弁護士法人龍馬では、日本弁護士連合会が推進する「ホームロイヤー」活動の実践と啓発に積極的に取り組んでいる。当法人では、「平時から弁護士とつながること」に対する心理的な敷居を下げるため、2024 年に登録料 11000 円（税込）、月額顧問料なしの「会員登録制」を導入したが、本書作成時点において、登録会員数は 160 名超となっている。当該会員に対し、他業種とも連携して日々様々なサービスを提供しているところであるが、ここではそこからいくつかの事例を取り上げ、「ホームロイヤー」が持つポテンシャルを浮き彫りにしていきたい。なお、各事例については、個人の特定を回避するため、複数の事例を組み合わせる等の加工を行っていることを付言する。

3-2) 当法人の体制の紹介

まずはじめに、当法人の体制を簡単に紹介しておく。

当法人では、2015 年、成年後見業務をチームとして一本化する形で後見支援チームを発足させた。当初の後見支援チームの特徴は、①高齢者が高齢者を見守る、②被後見人毎に担当者を決め、定期的に施設を訪問する、③業務のシステム化、効率化、共通理解を行える点にあった。

その後、高齢者問題の増加とその専門的対策の必要性から、後見業務だけではなく、ホームロイヤー業務を拡大させるために、上述の後見支援チームをホームロイヤーチーム（シニア支援チーム）に再編成した。現在、当法人のホームロイヤーチームは、以下の 11 名で構成されており、弁護士の指揮のもと、各担当者の得意分野を生かしながら、ホームロイヤー業務を進めている。

① A 氏（70 歳、元役所勤務）
② B 氏（71 歳、元教員、校長の経験あり）
③ C 氏（65 歳、元市役所勤務、介護や戸籍の運用実務経験あり）
④ D 氏（54 歳、事務職）
⑤ E 氏（60 歳、事務職、大学講師との兼任）
⑥ F 氏（64 歳、元国立大学病院看護師長）
⑦ G 氏（27 歳、事務職）
⑧ H 氏（71 歳、システムエンジニア）
⑨ I氏（63 歳、元教員）
⑩ J氏（71 歳、元銀行員）
⑪ K 氏（53 歳、社会福祉士）

3-3) 事例紹介

3-3-1) 事例1（財産管理に関する事例）

① 概要

事例1は、高齢者の財産管理に関する事例である。本事例は、ホームロイヤー業務の必要性、現在の金融機関実務の問題点が顕在化した事案であるため、取り上げた。

② 事例の詳細

ア 背景

S 氏は、夫と死別。長男はいるものの、現在、ほぼ音信不通で他県に居住している。これまでは「S 氏の実妹と S 氏の夫の親戚筋の女性が多くの面倒見てきた」という背景がある。しかし、S 氏に身体的な不自由さが顕れると状況が変化してきた。S 氏の「財産管理」と「介護」、「施設入所問題」が重なり、これまで S 氏家族を担当してきた司法書士からの紹介で、当法人が S 氏案件を受任した。

S 氏が夫の死後相続した財産は相当の額に上るが、これについて何らの事前準備も行わなければ、当該財産は、ほぼ音信不通の長男が相続することになる。しかし、「これまで多少なりとも面倒を見てきた」と考えている前述の実妹や親戚筋の女性などの「推定相続人とならない人たち

の思惑」とどう向き合うかが、本件の特殊事情となる。

イ　面談時の本人の様子

相談室ではじめてお会いした時には、S 氏はニコニコとしていたものの、あまり話すことのない様子で、周りの実妹や親戚筋の女性があれこれと本人の面倒を見ていると述べていた。金銭管理も実妹と夫側の嫁に依存しているようで、S 氏は自分自身の意見を表明しない印象だった。身体的には、右変形股関節症のため、歩行時の転倒リスクがかなり高い状況であった。歩行時には杖を使用しており、階段の昇降においても介助を必要としていた。

他方で、S 氏本人の意思については、「支援する親族関係者のいないところで」、むしろ具体的に表出した。弁護士と事務職員が親類支援者を含まずに別の場所で話を伺うと、堰を切ったように自分の希望、意見を述べる状況であった。

ウ　財産管理の問題点

S 氏の財産管理の問題点としては、①S 氏本人が歩行困難であるため、預金の出し入れが本人では困難であること、②生活費用の支払が多々未了となってしまっていること、③実妹による過度な介入が挙げられる状況であった。

エ　S 氏の人生会議の設定、S 氏本人の希望

そこで、当法人が音頭をとり、「高齢者安心センター」で、本人と親族、福祉関係者等を含めた 11 人での会議を開催した。その場で確認できた S 氏の意向は、以下のとおりである。

ⅰ 体が動く限り、在宅で暮らしたい。
ⅱ 長男に連絡を取ってほしい。
ⅲ 居宅介護支援Jに継続して支援してほしい。
ⅳ 弁護士法人龍馬に財産管理をお願いしたい。
ⅴ 妹達と円満な関係を築いてほしい。

オ　当法人の対応

S 氏本人の希望のとおり、以後の財産管理については、当法人において行うことになった。後日、施設に対する支払関係の確認、自宅における水道光熱費の整理・見直し、収支計算書の作成を行い、S 氏の収支を把握した。

また、代理人である当法人による預金口座からの出金については、本人から個別に委任状を取得し、金融機関に提示したものの、金融機関側から執拗な確認が入り、代理人として本人の預金口座から毎月出金できるようになるまでには、著しい時間と手間を要した。

③　事例の分析

本事例では、本人の身体的な状況から、本人において財産管理をすることが事実上困難な状況であった。他方で、本人の認知機能に問題がなかったため、後見人による財産管理も不可能な事案であった。このような事案では、従前は親族が明確な法的根拠のないまま財産管理を行うケースが多かったと思われる。

しかし、本事例における S 氏の本心は、実妹や親戚筋の女性に気を遣っているため直接は伝えられなかったものの、実妹による過度な介入に困惑しており、第三者である専門家に財産管理を任せたいというものであった。また、仮に本件において S 氏の実妹が継続して財産管理をしていた場合、S 氏の死後、財産管理を担っていた S 氏の実妹と相続人となる S 氏の長男との間で、かなりの確率で使途不明金紛争に発展していたのではないかと推測される。

本件のように、本人に財産管理を任せられる人物が不在の場合、弁護士（ホームロイヤー）への委任が有力な選択肢となる。しかし、現状の銀行実務では、弁護士が財産管理を委任されても、金融機関の手続が不明確かつ煩雑という問題点が常に存在する。そのため、本研究で提唱している統一委任状を用いた実務が速やかに普及することを切に希求する。

④　ホームロイヤーとしての思い～感性に対する支援～

S 氏は、施設に入所後、「早く、逝きたい」が口癖となっていた。その口癖の原因は、S 氏と長男との間の軋轢にあった。

他方で、S 氏は折に触れ自宅に戻りたいという意向を示していたため、当法人において夏場に雑草刈り取りを業者に依頼する等の手入れを行った。S 氏は、「早く、逝きたい」と言いながらも、その思いは自宅にあった。軋轢はあるにしろ、自宅は S 氏にとって、長男との想い出の場所である。そのような S 氏の感性に触れ、その思いを汲み取ることも、ホームロイヤーとしての 1 つの「支援」だと考えている。

3-3-2)　事例 2(医療同意及び死後事務委任に関する事例)

① 概要

事例 2 は、医療同意と死後事務委任に関する事例である。具体的には、法的な「家族」から関係を断たれてしまった K 氏について、本人が事前に表明した意思を当法人が医療機関に伝えると共に、死後事務として自宅売却処分を受任したため、全相続人から委任状を取り付けた上で自宅を売却、さらに全相続人から遺産分割協議書への署名捺印を得て、代金を配分した事案である。

② 事例の詳細

ア 経緯

K 氏は、血尿が出て A クリニックで診療を受けたところ、ガンであることが判明し、S 医療センターに入院した。その際、K 氏の先妻の長女に連絡が行き、50 年ぶりの再会となったが、残念ながら当該長女からは、「相続を放棄したい、K 氏とは一切の関係を切りたい」という希望が表明された。他方で、後妻及び後妻の連れ子(養子縁組済)にも連絡が行ったが、後妻からも「急変時もいかないし、遺産も放棄する」と言われたという。本人が後妻に離婚届と離縁届を送るも返信はなく、「自宅内の荷物を片付けてほしい」という手紙を出しても、やはり返事はない。

イ K 氏の意向について

K 氏は、「退院後は施設に行くしかないが、できる限り自由な時間を持ちたい」と考えている。そのためには「自宅とその敷地の処分」が必要となるため、それを主な理由として当法人にホームロイヤー会員として登録した。当法人では財産管理及び死後事務を受任し、葬儀社と契約して墓地を用意。併せて、K 氏の一部の相続人に不動産処分についての意向を尋ねたところ、異存ないとのことであった。

ウ 医療についての希望

また、K 氏の医療についての希望は、以下のとおりであった。

①自身ががん等に罹患した場合、病名の告知を希望する。

②余命の告知を希望する。

③終末期(医学的所見により不治の状態にあり、死期が迫っていて回復がほとんど不可能な状態)となった場合

ⅰ 痛みや苦痛は、できるだけ抑えてほしい(必要に応じて鎮痛剤を投与してほしい)。

ⅱ 終末期を迎える場所は、ホスピスを希望する。

上記の希望については、当法人から医療機関に伝えたため、K 氏には病名及び余命が告知されると共に、鎮痛剤の投与が行われた。

エ　K 氏死後の手続き

20XX 年 11 月 22 日、 残念ながら K 氏は退院が叶わず、誤嚥性肺炎のため病院で急逝した。

同年 11 月 26 日、当法人ホームロイヤーチームの担当者により火葬、事前に手配していた墓地に納骨。

同年 11 月 28 日、同担当者が役場にて死亡に関する各種手続を行う(保健、介護、市税等全般)。

同年 12 月 6 日、当法人の弁護士から K 氏の相続人に対し、以下の書簡と共に、相続手続に関する委任状を送付。

「当職は、K様から生前に財産管理及び死後事務委任契約を受任した弁護士です。今般、K様及び一部の相続人様から、K 様の自宅売却処分の依頼を受けております。自宅売却をするためには、相続人の皆様から委任状を受領しなければなりません。売却後は、K 様の他のご遺産(約 120 万円程度)と共に、当該売却代金を法定相続分どおりに配分させて頂きます。

上記手続を進めるにあたり、ご異議がなければ、相続人各位において、同封した委任状に署名捺印頂き、当事務所宛てにご返送頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。」

同年 12 月 11 日、K 氏の相続人のうちの 3 名から、委任状の返送があった。

同年 12 月 16 日、K 氏の相続人のうち残りの 1 名からも、委任状の返送があった。

翌年 2 月 13 日、司法書士に遺産分割協議書の作成を依頼。

同年 3 月 4 日、K 氏の相続人に遺産分割協議書を送付、追って全相続人署名捺印済みの協議書を受領。不動産業者を通じて自宅土地建物を売却後、当該協議書に従って遺産及び売却

代金を全相続人に分配した。

③ 事例の分析

第 2 事例は、K 氏に急性期のガン症状が現れ、本人がその状況に対応しきれない中で、過去の複雑な家庭事情の問題が顕在化したものである。これにより、専門家による医療同意、財産管理及び死後事務委任契約の必要性が浮き彫りとなり、上記のとおり当法人において医療同意対応、火葬・納骨、不動産の売却、遺産の配分までの一連の対応を行ったものである。

本事例のように、たとえ「家族」がいたとしても不仲である案件は実務上非常に多く、その場合の法的支援体制の整備の必要性は急務である。この場合、多数の相続人の権利関係の調整が必要となることが多いが、紛争発生と紙一重の業務となるため、これに当たれる専門家はやはり弁護士が中心となる。その際、本事例のように弁護士がホームロイヤーとして生前から依頼者と関係を築き、本人の意向を確認しておくことが、その後の円滑な処理のためには極めて重要となる。

3-3-3) 事例 3(施設入所に関する事例)

① 概要

事例 3 は、50 代で乳がんに罹患してしまった女性のホスピス入所に関する支援である。この方にも頼れる身内がおらず、ホームロイヤーによる対応が必要になったものである。

② 事例の詳細

ア 経緯

G病院のソーシャルワーカーから当法人へ、「乳がんのステージ 4、現在入院中の G 病院を退院して施設Rへ移動して生活したいという希望を持つ方(M 氏)がいる」という連絡が入る。

当法人からは、当法人がホームロイヤーとして活動することで、本人の希望を叶えることができる可能性があることを伝え、G 病院への訪問日程を調整する。

イ M 氏本人の状況

当時 50 代、独身、認知症罹患なし(本人の意思表示は明確) 。身体に障害があることから車いすを利用、外出時には介護タクシーを利用している。

両親はすでに他界し、兄弟姉妹や子はいない。実家の管理は叔父叔母に委ね、本人はこれまで障害対応とがんの治療で入院生活をしてきた。

ウ M 氏本人との面談

当法人の弁護士と担当事務が G 病院を訪問し、担当ソーシャルワーカー立会いのもと、M 氏本人と面談を行う。

M 氏本人は、人生の最終盤に差し掛かっていることを理解し、G 病院から終末期のホスピス施設Rに転院することを希望していた。M 氏はホームロイヤーによる支援を希望し、具体的には、財産管理(生活支援、自宅売却、入院費支払い対応、介護保険対応)と死後事務委任を希望していた。第 1 回面談時に、ホームロイヤー登録手続を完了。

エ 当法人における支援内容

第 2 回面談時に、M 氏本人と財産管理委任契約を締結。金融機関との預金の出入手続を含め、関係機関への支払事務の代行を行う(金融機関の手続には、こちらもかなりの時間と手間を要した)。そして、M 氏の希望を叶える形で、G 病院の退院手続及び退院費用の支払いを行い、ホスピス施設 R への入所手続を支援した。M 氏本人の心配事として施設 R から保証人(身元保証人及び連帯保証人)を求められる点があったが、本人の財産を管理すると共に、死後事務委任まで受任しているホームロイヤーがいることを弁護士から施設 R に説明することで、保証人なしでの施設入所が実現した。

その後、本人の死後の葬儀・納骨を含む各種手続について死後事務委任契約を締結。M 氏本人と今後の生活設計・想定される収支を確認したところ、施設費の安定的な支払いのためには、やはり自宅売却が必要な状況であることが判明したため、改めてM氏の意向を確認の上、自宅売却手続を行った。自宅売却後は、本人の生活資金に余裕が生まれたことで、M 氏本人も精神的に安定した生活を送れるようになったとのことである。

③ 事例の分析

本事例では、そもそも病院のソーシャルワーカーと当法人との間で連携が取れていたことが、円滑な施設入所につながった最大の要因である。ホームロイヤーという業態は、まだまだ認知度が低いため、そもそもこのような事案で弁護士に依頼できるということが社会においてほとんど認知され

ていない。上記のとおり、弁護士が財産管理や死後事務委任を受任していれば、身元保証人や連帯保証人なしでの施設入所が可能になることもあるため、ホームロイヤー業務に参画する弁護士あるいは弁護士法人の増加を切に願っている。

④ ホームロイヤーとしての思い～感性に対する支援～

ホームロイヤーは、依頼者 1 人 1 人に対して、オーダーメイドの支援ができる。それこそ、依頼者が元気なうちにホームロイヤーと関係を結ぶ任意代理の強みである。人間は、最期まで感情が残る。その感情の機微を汲み取ること、ホームロイヤー業務においては、それが不可欠である。

M 氏の場合、当法人がホームロイヤーとして関与する前は、車椅子に乗って外出することもできず、大好きな買い物をすることもできなかった。当法人の介入後は、車椅子のまま乗車することができる介護タクシーを活用して外出し、自分の好きなチョコレートを買ったり、色鉛筆を手に入れたりすることができた。これは、単に「モノが欲しい」という欲求を充たせたという意味だけを持つのではなく、「自らが望む生活ができる」という、生きる意味や幸福感を感じられる生活を実現できたという意味を持つものである。ホームロイヤーによるチーム支援は、そのための仕組みを提示するものである。「支援」は、このように 1 人 1 人に生きる意味や幸福感を感じてもらえてはじめて、意味を持つものではなかろうか。なお、M 氏は、その後生きる意欲を取り戻し、要介護度も改善している。

3-3-4) 事例4（独り身支援に関する事例）

① 概要

ア 本人の現状

50 代男性。本人は 20XX 年 6 月 23 日、脳出血（左被殻出血）にて救急搬送され、現在、有料老人ホームに入居中。本人の唯一の直系親族である父がその 3 年後の 4 月 4 日に死亡したため、本人は独り身となり、日常的な支援を行う親族等が存在せず、社会的孤立状態となった。また、脳出血の後遺症の影響により、各種の手続遂行能力に相当程度の低下が認められ、自力で行政手続を行うこともできない。加えて、本人の身分証明書類についても、現在、 マイナンバーカードはなし、運転免許証とパスポートは失効、その他の写真付本人確認書類もなしという状況である。

イ 解決すべき問題

・亡父の生命保険請求のための各種資料取得
・本人の保険金給付請求
・上記請求手続のための身分証明書類（マイナンバーカード、印鑑証明書）取得

② 解決にあたっての支援

本人とホームロイヤー契約を締結し、本人の各種手続申請の前提となる本人確認書類取得のため、一般的な手続とは異なり、本人事情説明書に基づく申請をした。

本人は、脳出血の後遺症により身体機能の障害が認められたので、まず身体障害者手帳の取得を目的として、主治医から身体障害者診断書・意見書を作成して頂き、それを本人事情説明書の主要な添付資料とすると共に、身体障害者手帳を取得するに至った。

なお、本人事情説明書の添付書類は次のとおりである。本件では、本人が写真付き身分証明書を何も保有していないため、本人を行政窓口に同行しても、肝心のマイナンバーカードも印鑑証明書も取得できなかった。そのため、申請手続を行った後、これらの書類を受け取るためには、空き家となっている自宅に郵送される引き換え書面を受領しなければならない状況であり、その点の対応もホームロイヤーチームの方で行った。

ア. 身体障害者診断書・意見書
イ. 住民票・戸籍関係書類
ウ. 施設における基本情報・アセスメント書面
エ. マイナンバー通知カード写し
オ. 弁護士受任関係資料

③ 事例の分析

本人は、自身が障害者となってしまったこと、父も亡くなり天涯孤独の状況に陥ってしまったこと等から、生きる希望を失い、施設内において精神不穏状態にあった。しかし、ケアマネージャーの機転によりホームロイヤーと出会うことができ、ホームロイヤーチームによる支援で本人の要望を叶えることができた。具体的には、ホームロイヤーチームのメンバーが、空き家となっていた自宅から、

本人の存在証明となり得る過去の書類や物品を探し出し、本人が居住する施設に届けたことで、本人が安心感を取り戻し、前に向かって改めて生きる意欲を回復することができたものである。

④ ホームロイヤーとしての思い～感性に対する支援～

脳出血で倒れた当初の本人に対する支援は、社会福祉協議会による行政的支援（生活保護）であった。しかし、行政的支援でできることは、最低限の衣食住の確保だけであり、本人が生きる意味・意欲を取り戻すことはできなかった。これに対し、ホームロイヤーの介入後は、本人だけが経験し保有する情報や資料を思い出と共に掘り起こすことができ、本人は自身の存在意義を思い起こすことができた。本人は車椅子での生活を余儀なくされてしまっているが、それでも本人の感性に呼応するオーダーメイドの支援により、前に向かう活力を回復することができた。そして、行政もまた、ホームロイヤーによる申請に対し、本人の状況に応じた例外的対応によって必要な手続を進めてくれたのである。

3-3-5) 小括

① 上記のように、法的な「家族」がいる方についてもいない方についても、ホームロイヤーによる法的支援への需要は相当数存在する。そもそも、高齢期の心身の衰え、認知機能の低下、死亡等は、従前の「秩序」が乱れる場面であり、親族等の利害関係者も様々登場して「カオス」の状況が生まれることが多い。他方で、財産管理契約、任意後見契約、死後事務委任契約、遺言、信託等、「秩序」維持のための法的なツールは多数存在するのであるが、残念ながら我が国においては「弁護士」の敷居が高く、「紛争発生前に法律事務所に相談に行く」実務は極めて未成熟である。

しかし、当法人が実践しているように、法律事務所との最初の接点を安価な登録料のみの登録制とする、多種多様なバックグラウンドを有する事務職員を雇用する、医療、介護、不動産、税務、葬祭等の多職種と積極的に連携するといった対応により、本人が元気なうちに「秩序」維持のための各種措置を講じる実務（＝ALP）を普及させることは、十分に可能である。

他方で、繰り返しになるが、我が国の金融機関、医療機関等における実務は「家族」中心の慣習で運用されており、たとえ弁護士が法的に正しい形で「委任状」を受領して窓口に行ってもほとんど受け付けてもらえない実情がある。我が国が世界の最先端を走っている超高齢社会であるという現実を直視し、一刻も早く対策を取らなければ、この先必ず現実化する認知症高齢者の増加等により、この国には更なる「カオス」が訪れることになる。かかる事態を回避し、我が国社会の「秩序」維持に尽力することが、高齢者法実務に携わる全ての法律家の責務であろう。

② また、本項において、当法人におけるホームロイヤーの各種実践例を記載したが、ホームロイヤーによる支援内容は、法的支援にとどまるものではない。本人の感性に届く支援を実践するためには、その人その人が置かれた状況に応じたオーダーメイドの支援でなければならない。ホームロイヤーによる支援は、行政による支援とは異なる司法的支援だからこそ、「誰に対しても同じ」内容の支援がなされるのではなく、「その人ただ 1 人」に対する支援が可能となる。そして、社会からただ 1 人こぼれ落ちてしまった者に対する個別的支援は、時として公平を旨とする行政にさえ例外的対応を促す契機となることがあるのである。

3-4) 医療法人一歩会との連携

当法人は、2025 年 9 月 4 日に医療法人一歩会と業務提携契約を締結した。同会が運営している緩和ケア診療所・いっぽは、緩和ケアを専門とした在宅療養支援診療所であり、開業以来、患者の「病気になってもできる限り今まで通り暮らしたい」という想いを叶えるための在宅緩和ケアを行っている。

両法人は、共に「高齢者・患者の意思を尊重し、自己決定する権利を守ること」を開業以来の理念としているため、当該理念を共有しつつ、①それぞれのクライアント・患者に対し、必要時に双方のサービスを紹介できる体制、②お互いの専門分野について情報提供やアドバイスを提供できる体制、③地域や市民に対して協働して啓発活動が行える体制、を構築することが可能と考え、業務提携に至ったものである。

具体的な連携例は、以下のとおりである。

⑴ 当法人からいっぽを紹介する場合

① 当法人で「終末期医療に対する事前指示書」を作成し自宅での療養を希望されていたクライアントが末期がんの診断を受けた場合に、いっぽの緩和ケア外来を紹介し、早期に在宅緩和ケア

を開始する。

② 当法人においてホームロイヤー会員登録をされた方で、なるべく自宅での暮らしの継続を希望するクライアントが認知症を発症し通院が不可能になった時点で、いっぽの訪問診療・訪問看護を紹介し、当該クライアントの希望を実現する。

⑵ いっぽから当法人を紹介する場合

①いっぽの患者が自身の死後の財産承継等に関する相談を希望した場合に、当法人を紹介し、自身の意向に沿った相続、死後事務等を実現する。

②いっぽの患者で身寄りがなく認知能力の低下が予想される場合に当法人を紹介し、財産管理・任意後見契約、死後事務委任契約等に自身の意思を反映させる。

このような弁護士法人と医療法人との業務提携は、これまでほとんど例を見ないところだと思われるが、「人生の最期まで本人の意思が尊重される」必要があるのは医療面でも財産面でも同じであるため、今後もこのような連携が広く普及していくことを期待している。

3-5) 一般社団法人シマダたよりの会と連携した身元保証サービスの提供

最後に、一般社団法人シマダたよりの会（以下「シマダたよりの会」）と当法人が連携して提供している身元保証サービスを紹介する。

シマダたよりの会の運営母体は、シマダリビングパートナーズ株式会社（以下「シマダリビングパートナーズ」）という介護施設・高齢者向け住宅の運営会社であるが、これまで同社では、本人の入院時や死後の身元保証対応への懸念等から、頼れる身寄りのない方の入居を受け入れることができなかった。そこで、シマダグループは新たにシマダたよりの会を立ち上げ、当法人と連携して、①本人に判断能力が残っている間の生活支援や身元保証はシマダたよりの会が対応し[18]、②本人の判断能力低下後の財産管理及び身上保護、並びに、本人逝去後の死後事務対応は当法人が対応するという新たな身元保証サービスを開始した。具体的には、頼れる身寄りのない入居者がシマダリビングパートナーズが運営する介護施設又は高齢者向け住宅に入居する際に、シマダたよりの会との間で身元保証サービス契約を締結すると共に、当法人と財産管理・任意後見・死後事務委任契約を締結することで、入居時から本人逝去後まで一貫対応することを可能にしたものである。なお、本研究の研究員である野口が、シマダたよりの会の運営に監事として携わっている。

他方で、冒頭で紹介したとおり、ALP 報告書では、以下の 6 点の提言がなされており、今後は「ALP アドバイザー」を中心に ALP の普及が目指されているところである。

①ALP アドバイザーによる高齢期の資産・住まい管理および介護に向けた事前の備えが全ての人に必要であることの周知
②ALP アドバイザーによる事前の備えの促進を支援するツールの提案
③ALP アドバイザーによる高齢者本人の意思の尊重、家族間トラブルの抑制
④ALP アドバイザー・ALP アドバイザー事業所の質確保、ALP アドバイザー協会（仮称）の設置
⑤「中間層」向けの支援を担う民間の ALP アドバイザー事業の育成
⑥健全な ALP 関連サービス事業者の育成

ALP 報告書では、「ALP アドバイザー」とは「ALP アドバイスを行う専門家であり、今後検討する認証機関の認証を得た者」だとされている。認証機関としては「（仮称）ALP アドバイザー協会」を置き、「ALP アドバイザーの資格教育、認証手続き、ALP アドバイザーの適切な運用のための社会介入、および不適切な ALP アドバイザーに対する対応（指導、資格はく奪などの罰則適用）、および行政・自治体との連携による ALP の推進を行うこと」が想定されている。また、ALP アドバイザー事業の実施主体である事業者は「ALP アドバイザー事業者」と呼ぶとされ、その運営主体は民間事業者が想定されている。この点、地域包括支援センターをはじめとした公的機関が ALP アドバイザー事業を行うことの可能性も検討された模様であるが、予算確保が著しく難しいこと、公的機関の立場では備えのための ALP 関連サービス事業者＝民間事業者を個別に紹介することが難しいことから、民間事業者の参入が期待されている。「ALP アドバイザー事業所」の要件としては、「複数名のアドバイザ

[18] 判断能力低下前の財産管理としては、万一の判断能力低下に備えた一定額（原則 50 万円）を当法人の預り口で無償で預かるが、判断能力低下前にはそれ以上の介入は行わない。

ーから構成されたチーム組織とする」、「厳重な個人情報管理体制を持ち、中立性・公平性を備え、さらに長期的に持続可能な事業機関であることが望ましい」、「単独の事業者で要件を充足できない可能性も高く、業務形態の工夫の議論が必要」とされているが、「事業所要件のすべてを単独事業所が同時に充足することはほぼ不可能と考えられたため」、「前述の要件を全てクリアしうる業態として、ALP 関連サービス(例:金融業、介護事業等)と ALP アドバイザー事業の兼業」が想定されている(下記図表Ⅵ-2. アドバイザー事業モデルの 7 案(ALP 報告書 81 頁からの引用)参照)。

シマダたよりの会は、まだスタートしたばかりの活動であることもあり、現状は同会と契約した上でシマダリビングパートナーズの施設に入居した者に対する月 1 回の定期面談と、本人の意向に沿った各種支援といった活動に留まるが、今後マンパワーの拡充等ができ、利用者の「施設入居前からの支援」が可能になれば、上記の「ALP アドバイザー事業所」としての活動へと発展できるポテンシャルがある。この点、シマダたよりの会は、正に ALP 関連サービスである介護事業者であるシマダリビングパートナーズが(シマダグループは不動産事業も行っている)運営している一般社団法人であり、上記の ALP 報告書の想定どおりの事業形態となっている。上記のとおり、ALP アドバイザー事業所には「厳重な個人情報管理体制」や「中立性・公平性」といった厳しい要件の充足が求められているが、特に下記図表Ⅵ-2 のように金融業、不動産業、介護事業との兼業の場合、どうしても「アドバイスの中立性」の維持に難しさがある。この点については、法的な専門知識を有し、かつ、元々「依頼者の利益の最大化」を義務付けられている弁護士が役員等として関与し、「アドバイスの中立性」等の要件遵守の責を担うことが重要になると思われる。かかる意味でも、我が国における ALP の普及において、弁護士に期待される役割は非常に大きい。今後、できるだけ多くの弁護士や弁護士法人に、従前どおりの「紛争が発生してからの事後的対応」に留まらない、「超高齢社会において、紛争・混乱を予防する秩序維持者」としての役割を自覚し、積極的にホームロイヤー業務への進出を検討して頂けることを切に祈念する。

図表Ⅵ-2. ALP アドバイザー事業モデルの 7 案

		健常者接点	認知機能低下時の接点	マネタイズ	アドバイスの中立性	兼業事業者の本業の信頼性
専業		△	△	×利用者会費、事業者紹介料	○(紹介料に依存する場合は△)	ー
兼業	金融	○	△	△本業販促費	△商品販売時の重要事項説明等の規制がある	○強い業規制
	不動産	○	△			○宅建等の資格制度
	法律	△	△	○後見、財産管理委任等収益	○(紹介料に依存する場合は△)	○法律による守秘義務等
	介護	×	○	○本業販促費	×	○保険者の監査制度
	高齢者等終身ｻﾎﾟｰﾄ	×	○	○本業販促費	×	△ガイドラインのみ
公的機関派遣		△	○	○(予算確保できれば)	○	○

4. 結語

令和の時代、あるいは、ここから先の時代、日本人は誰とどのように生きていくことになるのだろうか。

前記脚注 15 でも言及した厚生労働省の「2023 年国民生活基礎調査の概況」によれば、2023 年 6 月 1 日現在で、全国の世帯総数(5445 万 2000 世帯)のうち最多の 1849 万 5000 世帯(34.0%)は独り身の「単独世帯」である。また、平均世帯人員も年々減り続け、1986 年の 3.22 人から、2023 年は 2.23 人にまで減

少している。これは要するに、日本人は「家族」を形成して生活するという生活スタイル自体から、離れ始めているのではないだろうか。

女性の社会進出も進み、いわゆる結婚適齢期にある男女が共に多忙（あるいは困窮）を極める中、「家族」として一生添い遂げようと思える相手に出逢えること自体が容易なことではなく、さらに実際に永年にわたり良好な関係を維持し続けることは至難の業である。勿論、そのような生活をされている方も多くおられるが、社会制度としてそのようないわば「幸運な方」を中心に据えた仕組みに頼ることは、もはや非現実的だと言わざるを得ない。

他方で、スマートフォンとSNSの普及等により、各個人が各人の趣味や嗜好の下、様々な他者と個人的につながることは極めて容易になった。今後の日本人は、おそらくハードルの高い「家族」の形成よりも、そのような「個人的なつながり」の中で安心感や連帯感を感じながら生きていくことが常態化していくのではなかろうか。そうだとすれば、社会制度の方も、そのような「個人のつながり」に即した形で再構していくことが望ましい。幸い、日本民法の「代理」や「委任」は、そのような「個人主義」的な生き方に即応するように元々できている。そのような趣旨で、本稿では「家族」から離れて、各人が有する「親密圏」をベースに、「代理」の再考を試みた。

さらに言えば、既に800万世帯を超えている65歳以上の高齢単独世帯に属する方が、ここから「家族」を持つことは現実的にはほぼ不可能であり、社協等の「第三者」が生活支援や死後事務の支援を行う方向で法改正が進められているが、「第三者」による支援は、人員の面でも、情愛の面でも、従来の「家族」による支援には決して及ばない。他方で、「親密圏」による支援には、「家族」による支援に、量的にも質的にも代替できる可能性がある。そして、この「親密圏」による支援に、弁護士がホームロイヤーとして直接的あるいは間接的に関与すれば、民間主体の新たな実務を構築できる可能性が、まだこの国には残されている。今後の我が国が、そのようなある種「法的に成熟した個人主義的社会」に変貌していくことを前向きに捉えつつ、当職らも引き続き努力を重ねていきたいと考えている。

以上

親密圏登録簿　書式案

【説明】

・誰にでも、加齢や病気、けが、失業等により、①身の回りの世話（ケア）、②法律行為の同意や代理、③扶養が必要になることはあり得ます。

・日本では伝統的に、上記①～③のような保護は、「家族」が担ってきました。しかし、現在、そのような保護を期待できる「家族」がいらっしゃらない方が増え、社会問題となっています。

・この点は、そもそも我が国における「家族」の定義が狭すぎることに、問題の一因があるように思われます。すなわち、戦後の日本は「夫婦と子」からなる核家族を標準的な「家族」として位置付けてきましたが、既にそのような「夫婦と子」からなる世帯は、全世帯の４分の１にすぎません。

・他方で、それ以外の世帯の方にも、ほとんどの場合、親しい親戚、友人、知人、信頼できる専門家、法人等がいらっしゃるはずです。また、仮に「夫婦と子」がいらっしゃる方でも、そのご関係が良好でなければ、上記①～③のような保護を期待することはできません。

・そこで、「夫婦と子」という関係になくても、実際に上記①～③のような保護を約束し合える方を「親密圏」として登録し、「家族」の範囲を拡張する（あるいは、「家族代わり」として活動して頂く）ことを目指して、本書式を用意しました。

・「親密圏」は、現在又は将来、上記①～③の保護を担うという「当事者の合意」によって形成されます。あくまでも「当事者の意思」によりますので、血縁関係の有無を問いません。なお、必ずしも上記①～③の保護を自ら担う者のみでなく、ホームロイヤー業務を行っている弁護士やケアマネージャー、地域包括支援センターの職員等、上記①～③の保護とつなげることを業とする方であっても、本書式では「親密圏」のメンバーとして登録して頂いて構いません。

・現行法上の「家族」（婚姻届を提出した配偶者、直系卑属（子どもや孫）、直系尊属（父母や祖父母）、兄弟姉妹、甥姪等）以外の者を「親密圏」に登録する場合には、トラブル防止のため、できる限り現行法上の「家族」との間でも情報を共有しておいてください。また、現行法上の「家族」に認められた権利と、「親密圏」メンバーに統一委任状で付与した権利が衝突してしまう場合は、トラブルを完全に予防することはできませんので、そのようなおそれがある場合には、必ず事前に弁護士にご相談ください。

・人間ですので、かつては良好だった関係が変わってしまうこともあります。その場合の「親密圏」からの離脱も、「当事者の意思」によります。もっとも、「親密圏」からの「離脱の自由」は、要保護状態になった本人を遺棄する自由まで含むものではありません。そのため、実際に①～③の保護が必要な時に当該メンバーが離脱することで、「親密

圏」に誰もいなくなってしまう場合には、当該メンバーは、地域包括支援センター等の行政機関や弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職等に相談し、各種の公的制度の利用に繋げる責務を負いますので、ご留意ください。

【親密圏登録欄】

1　本人

⑴　氏名

⑵　住所

⑶　生年月日

⑷　性別

⑸　本籍・国籍

⑹　電話番号・連絡先

2　親密圏メンバー①

⑴　氏名

⑵　住所

⑶　生年月日

⑷　性別

⑸　本籍・国籍

⑹　電話番号・連絡先

⑺　本人との関係

3　親密圏メンバー②

⑴　氏名

⑵　住所

⑶　生年月日

⑷　性別

⑸　本籍・国籍

⑹　電話番号・連絡先

⑺　本人との関係

4　親密圏メンバー③

⑴　氏名

⑵　住所

⑶　生年月日

⑷　性別

⑸　本籍・国籍

⑹　電話番号・連絡先

⑺　本人との関係

5　親密圏メンバー④【法人の場合】

⑴　名称

⑵　本店所在地

⑶　設立年月日

⑷　代表者

⑸　電話番号・連絡先

⑹　本人との関係

6　親密圏メンバー⑤【法人の場合】

⑴　名称

⑵　本店所在地

⑶　設立年月日

⑷　代表者

⑸　電話番号・連絡先

⑹　本人との関係

以上

統一委任状　書式案

第１部　はじめに（この書面の趣旨について）

・この統一委任状は、あなたの財産及び医療に関する希望を明確にし、あなたの親密な方（「親密圏」に属する方）に伝えると共に、その希望を実現するために必要な代理権を付与するための書類です。

・まずは別書式の「親密圏登録簿」に、あなたの「親密圏」に属する方を記載してください。「夫婦と子」のような法的なご家族だけでなく、あなたが真に信頼している方であれば、ご友人、知人、福祉関係者、専門家、法人等を含めて頂いて構いません（いわば、あなたの人生の「メンバー表」です）。

・「親密圏登録簿」に記載した方の中から、あなたが財産管理を委ねたい方（以下「代理人」といいます。）と、あなたが医療に関する意思表示ができなくなってしまったときに、あなたの代わりに医療同意を行う方（あるいは、あなたの意思を推定して医療関係者に伝える方。以下、単に「医療同意者」といいます。）を指定してください。また、代理人があなたの意思に従った適切な財産管理を行うことを担保するための履行管理者（監督者）を指定することもできます。加えて、代理人、医療同意者及び履行管理者があなたのために活動できなくなってしまったときのために、後継代理人、後継医療同意者及び後継履行管理者を指定することもできます。

・第２部では、あなたの財産について、代理人に委ねたい事項を記載してください。あなたと代理人との間には、当該記載に基づき委任契約が成立し、代理人はあなたの財産に関する決定権限を有することになりますので、深慮の上、ご記載ください。また、第２部には、代理人になる方が負うことになる義務についても書かれていますので、代理人及び履行管理者となる方（それぞれの後継者を含みます。）に必ず事前に読んでもらってください。

・第２部の特別指示事項欄に別段の定めをしない限り、本書に基づく委任契約は、直ちに発効します。代理人に活動してもらいたい時期をあなたの判断能力低下時まで遅らせたい場合には、第２部の特別指示事項欄に記載してください。

・第３部には、あなたの判断能力が低下してしまった時に、あなたが受けたい医療の内容を記載してください。その内容を医療同意者が医療関係者に伝えます。また、本書作成時から時間が経ってしまった場合には、そこに記載された内容と、実際に医療を受けることになった時点のあなたの意思が異なることもあり得るかもしれませんので、最終的にどのような医療を行うかは、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、医療同意者と医療関係者の協議で決められます（下記※参照）。

・第４部は、署名部です。本書は、公証役場で、あなたと代理人・医療同意者・履行管理者（それぞれの後継者を含みます。）、及び、公証人が署名捺印することによって、効力が発生します。パソコン上で電子署名できる設備があれば、オンライン手続も可能です。本書の内容を変更する場合も、公証役場での手続が必要になりますので、ご留意ください。

・本書の内容について疑問がある場合は、本書への署名前に、弁護士にご相談ください。

※厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（一部抜粋）

１　人生の最終段階における医療・ケアの在り方

①　医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。

また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。

さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。

（中略）

２　人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

（中略）

（２）本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

①　家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

②　家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方

針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。

③　家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

④　このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

（以下、略）

第２部　財産管理に関する委任

・第２部では、あなたの財産について、代理人に委ねたい事項を記載してください。あなたと代理人との間には、当該記載に基づき委任契約が成立し、代理人はあなたの財産に関する決定権限を有することになりますので、深慮の上、ご記載ください。また、第２部には、代理人になる方が負うことになる義務についても書かれていますので、代理人及び履行管理者となる方（それぞれの後継者を含みます。）に必ず事前に読んでもらってください。

【代理人】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【後継代理人】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【履行管理者】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【後継履行管理者】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【委任事項（代理権目録）】

・この部分では、代理人に与える財産管理上の権限を明確にします。以下の項目から該当するものを選択し、チェックを入れてください。

□１　不動産、動産、預貯金、投資信託、株式その他すべての財産の管理・保存及び処分等に関する一切の事項

（特記事項）【代理人の権限に制限を設ける場合等には、ここに記載してください。以下同じです。】

□２　金融機関、証券会社、保険会社との取引に関する一切の事項（貸金庫取引、預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引を含む）

（特記事項）

□３　定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払及びこれらの手続きに関する一切の事項

（特記事項）

□４　生活に必要な費用の送金、金員の受領、物品の購入、代金の支払に関する一切の事項

（特記事項）

□５⑴　医療契約、介護契約その他福祉サービス利用契約に関する一切の事項

（特記事項）

□５⑵　病院入院契約及び福祉関係施設への入所契約に関する一切の事項

（特記事項）

□５⑶　要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て並びに福祉関係の措置（施設入所措置を含む）の申請及び決定に関する一切の事項

（特記事項）

□６　居住用不動産の購入、賃貸借契約並びに住居の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結又は解約等に関する一切の事項

（特記事項）

□７　登記済権利証（登記識別情報通知も含む）、印鑑（実印、銀行印）、印鑑登録カード、各種キャッシュカード・クレジットカード、預貯金通帳、株券その他の有価証券、保険証券、年金関係書類、重要な契約書類（不動産賃貸借契約書等）、個人番号通知カード、個人番号カードその他これに類するものの保管及び事務処理に必要な範囲内の使用に関する一切の事項

（特記事項）

□８　事務処理に関連する登記、登録、供託の申請及び行政機関の発行する各種証明書の交付請求、行政機関に対する申請・届出等の諸手続き、不服申立手続並びに税金の申告・納付に関する一切の事項

（特記事項）【不動産登記を行う場合には、不動産の特定が必要です。】

□９　遺産分割の協議、遺留分侵害額請求、相続放棄、限定承認に関する事項

（特記事項）

□１０　以上の各事項に関して生じる紛争の処理に関する一切の事項（公証人に公正証書の作成を嘱託することを含む）

（特記事項）

□１１　以上の各事項に関する契約の意思無能力による無効、瑕疵ある意思表示の取消し、解除に関する一切の事項

（特記事項）

□１２　以上の各事項に関する復代理人の選任、事務代行者の指定

（特記事項）

□１３　成年後見開始の申立て

（特記事項）

□１４　その他（　　）

（特記事項）

□１５　以上の各事項の処理に必要な費用の支払、及び、以上の各事項に関連する一切の事項

（特記事項）

□１６　わたしの死後に関する以下の各事項

□　医療費等の支払

（特記事項）

□　家賃・地代・管理費等の支払と敷金・保証金等の受領

（特記事項）

□　老人ホーム等の施設利用料の支払と入居一時金等の受領

（特記事項）

□　年金、介護保険その他社会保険給付に関する届出

（特記事項）

□　葬儀に関する事項

（特記事項）

□　埋葬に関する事項

（特記事項）

□　墓石建立に関する事項

（特記事項）

□　菩提寺の選定に関する事項

（特記事項）

□　供養に関する事項

（特記事項）

□　相続財産清算人選任の申立

（特記事項）

□　ペットの引渡し、施設入所等に関する事項

（特記事項）

□　以上の各事務に関する費用の支払

（特記事項）

□　その他（　　）

（特記事項）

【特別指示事項欄】

□代理人及び履行管理者（それぞれの後継者を含む）に報酬を与える場合

（報酬額）

□本書に基づく委任契約の効力発生時期を、あなたの判断能力低下時に遅らせる場合

□本書で権限を付与しなかった事項について、あなたに補助人を付ける手続が開始された場合に、補助人になってほしい方がいる場合

（補助人候補者の氏名・住所・連絡先）

□その他（　　）

【代理人の義務】

①本書に基づいて代理人としての職務を引き受けることは、代理人と本人との間で特別な関係（信認関係）に入ることを意味します。この関係に基づき、代理人は本書の効力が終了するまで、以下の義務を負うことになります。

⑴ 本人の利益のために忠実に行動すること。

⑵ 本人の最善の利益を図る行動を損なうような利益相反の関係に立つのを回避すること。

⑶ 善良なる管理者の注意をもって行動すること。

⑷ 本人のために行為した結果としてのすべての領収書を保管すると共に、すべての取引や支出を記録に残すこと。

⑸本人又は履行管理者から請求があるときはいつでも、本人及び履行管理者に、代理人として行った事務処理の状況を報告すること。

⑹ 本書で認められた権限を越えた行為をしないこと。

⑺ 本人のために契約を行う場合には、常に契約書に「A（本人の氏名）　代理人　B（代理人の氏名）」という形で、自分が代理人であることを明らかにしなければならないこと。

②本書の効力は、以下の事由が発生した時に終了します。代理人は以下の事由が発生したことを知ったときには、直ちに代理人としての行為をやめなければなりません。

⑴ 本人の死亡。

⑵ 本人による代理権付与の撤回。

⑶ 本書によって定められた特別の終了事由の発生。

③代理人及び履行管理者は、やむを得ない事由がある場合は、本人に対し、１か月前に書面で予告することにより、委任契約を将来に向かって解除することができます。

④代理人が上記①記載のいずれかの義務に違反した場合は、それによって本人に生じた損害を賠償しなければなりません。

【第三者保護】

本書の内容が有効であると過失なく信じて代理人との取引に応じた者の信頼は保護され、当該取引は有効に成立することになります。

第３部　医療に関する事前指示

・第３部には、あなたの判断能力が低下してしまった時に、あなたが受けたい医療の内容を記載してください。その内容を医療同意者が医療関係者に伝えます。また、本書作成時から時間が経ってしまった場合には、そこに記載された内容と、実際に医療を受けることになった時点のあなたの意思が異なることもあり得るかもしれませんので、最終的にどのような医療を行うかは、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、医療同意者と医療関係者の協議で決められます（前記※参照）。

【医療同意者】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【後継医療同意者】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事前指示】

１　基本的な希望（希望の選択肢にチェック☑してください。）

①　痛みや苦痛について

☐ できるだけ抑えてほしい（☐ 必要なら鎮静剤を使ってもよい）

☐ 自然のままでいたい

☐ その他（　　）

②　人生の最終段階を迎える場所について

☐ 病院 ☐ 自宅 ☐ 施設 ☐ 病状に応じて

☐ その他（　　）

③　上記①及び②以外の基本的な希望（ご自由にご記入ください。）

2　人生の最終段階になったときの希望（希望の選択肢にチェック☑してください。）

①　心臓マッサージなどの心肺蘇生

□ 希望する □ 希望しない

□ その他（　　）

②　延命のための人工呼吸器

□ 希望する □ 希望しない

□ その他（　　）

③　抗生物質の強力な使用

□ 希望する □ 希望しない

□ その他（　　）

④　胃ろうによる栄養補給

＊「胃ろうによる栄養補給」とは，流動食を腹部から胃に直接通したチューブで送り込むことです。

□ 希望する □ 希望しない

□ その他（　　）

⑤　鼻チューブによる栄養補給

□ 希望する □ 希望しない

□ その他（　　）

⑥　点滴による水分の補給

□ 希望する □ 希望しない

□ その他（　　）

⑦　上記①から⑥以外の希望（ご自由にご記入ください。）

第４部　署名欄

【本人】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日付：＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

【代理人】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日付：＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

【後継代理人】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日付：＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

【履行管理者】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日付：＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

【後継履行管理者】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日付：＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

【医療同意者】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日付：＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

【後継医療同意者】

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日付：＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

【公証人】

署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属／職名：＿＿

（別紙）
図1

法改正後の予想図（典型パターン）

【図１】身寄りのある方

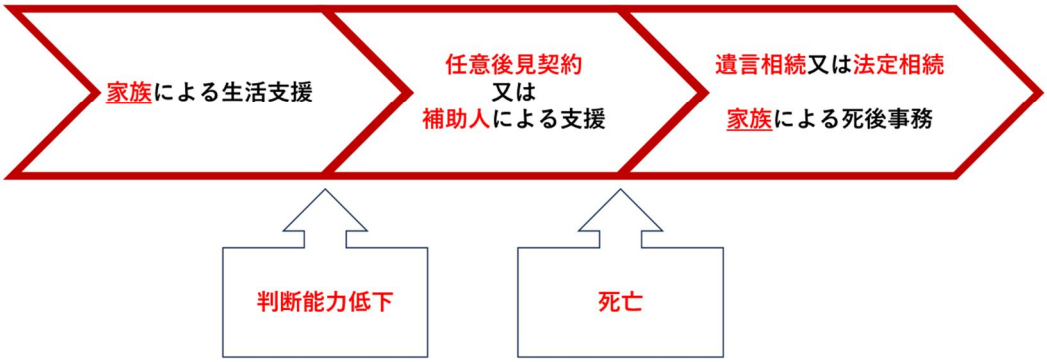

1

図２

法改正後の予想図（典型パターン）

【図２】身寄りのない方

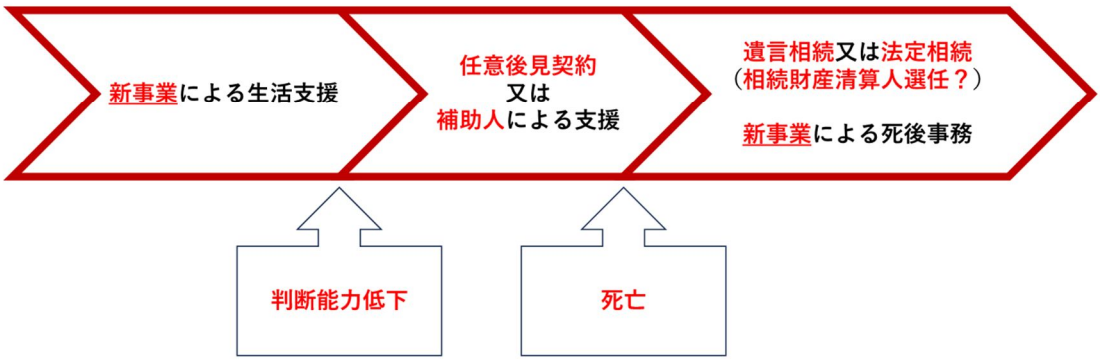

2

図３

法改正後の予想図（典型パターン）

【図３】「親密圏」内の者への「委任・代理」で対応する場合

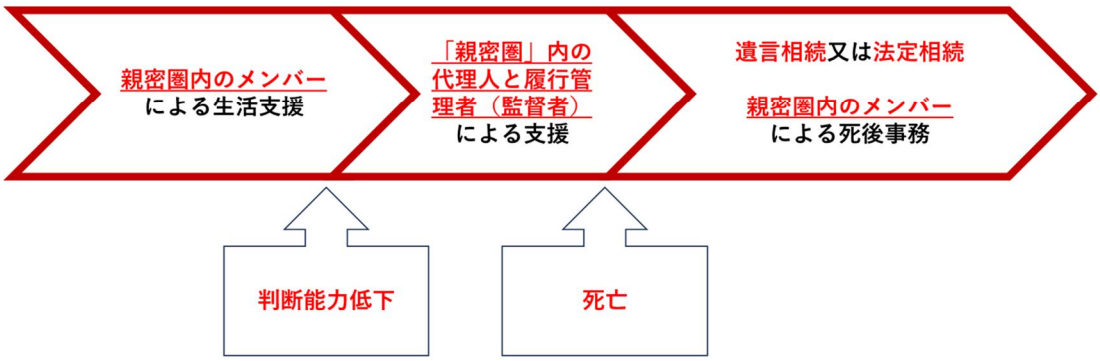

3